

# 官報号外

平成十六年三月二十三日

## ○第一百五十九回 衆議院会議録 第十七号

平成十六年三月二十三日(火曜日)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

議事日程 第十号

平成十六年三月二十三日 午後一時開議

第一 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出)

第三 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

小里貞利君の故議員山中貞則君に対する追悼演説

日程第一 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出)

日程第三 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第四 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。議員山中貞則君は、去る二月二十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。山中貞則君に対する弔詞は、議長において去る十七日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。議員山中貞則君は、去る二月二十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。山中貞則君に対する弔詞は、議長において去る十七日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに大蔵委員長の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等山中貞則君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(河野洋平君) この際、弔意を表するため、小里貞利君から発言を認められております。これを許します。小里貞利君。

〔小里貞利君登壇〕

○小里貞利君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員、山中貞則先生は、去る二月二十日逝去されました。山中先生は、本年に入り、にわかに体調を崩して入院され、治療に専念しておられましたが、ご家族の懸念なご看護もむなしく、ついに不帰の客となられたのであります。

「不惜身命」、「不惜身命」、これは先生が先の総選舉に立候補されたときの言葉であります。おれの一身を顧みず、ただひたすら國政に邁進される山中先生の壮烈なお姿に接し、同じ政治の道を歩んできた者として、痛恨哀惜の念極まるものがあります。

私はここに、諸君のご同意を得まして、議員一同を代表し、謹んで追悼の言葉を述べたいと存じます。

平成十六年三月二十三日 衆議院会議録第十七号

議員山中貞則君逝去につき弔詞贈呈の報告

故議員山中貞則君に対する追悼演説

ます。(拍手)

山中先生は、大正十年七月九日、遠く南国霧島連山を仰ぐ鹿児島県末吉町にお生まれになりました。尋常小学校から上に進学するのが一般的ではなかった時代、そして、母君アキノ様の女手一つで育てられ、裕福とは言い難い状況の中で先生が中学に進学できたのは、「こんなに人望のある子用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

た。尋常小学校から上に進学するのが一般的ではありませんでした。そこで終わりにしては教師として悔いが残る」と母君を説得した担任の先生の存在がありました。

宮崎県立都城中学に進学された先生は、毎日、毎日、大淀川を渡り、県境を越えて四里の道を、雨の日も風の日も、一日も休むことなく通わされました。昨年十二月三十日、ご夫婦共々鹿児島に帰つておられました山中先生を、自宅にお訪ねしました。折り、そんな思い出話を承りました。青年時代を顧みて、「将来必ず自分の力で名を上げてやる」と誓つたと述懐しておられます。そこには、苦しい生活の中からやりくりをして進学させてくれた母君への深い感謝の念とともに、何事にも負けず、相手が手ごわければ手ごわいほど、全力を尽くして向かっていく不撓不屈の精神が早くもうかがえるのであります。

昭和十四年、台湾總督府立第二師範学校演習科へと進まれた先生は、ここで級友、後輩の信頼を集め、そのリーダーシップを遺憾なく發揮されます。ところが、勢い余った正義感から、生徒同士の喧嘩騒動で警察が出動するほどの事態に巻き込まれてしまします。先生は、責任を負つて危うく退学・放校の憂き目にあつところとなりました。が、その才能を惜しんだ良き師に恵まれ、昭和十六年、無事に師範学校を卒業し、晴れて高雄州公立学校的教員として赴任されました。

しかしながら、先の大戦の勃発により、一年足らずでその生活は終わりを告げることとなりました。先生は、熊本第六師団に召集・入隊、中國東北部に派遣され、彼の地で幾多の戦火を潜り、死線を彷徨われたのであります。この間、先生が説

まれた二千三百に及ぶ短歌は、そのひとつひとつが、辞世の句といつても過言ではありませんでした。

「いささかの愛憎を断ち焼き捨てる万葉代匠記の炎よ赤し」

これは、明日の總攻撃を前に愛読書を焼き捨てられたときの心情を詠われたものであります。いまこの瞬間を生き抜くことも覚束なかつた毎日の

中で、歌を詠むことでのるさとに思いをいたし、また自らを鼓舞されたのであります。この苛烈な体験を通して、先生は、戦友の死を、そして幾百万の人々の犠牲を決して無駄にはせぬと固く決意されたのであります。

復員後は、先生は青年団活動を経て、ペンによる祖国再建を願い南日本新聞社の記者となられました。誰の目にも若輩と映り、立候補は無謀ともいわれたのであります。馬にまたがり山奥もいとわざ演説を続ける熱意は確実に人々の心を捉え、見事に当選を勝ち取つたのであります。(拍手)

そして県議二期目半ばの昭和二十八年四月、更なる活躍を期待する支持者に推されまして、当時の鹿児島三区から勇躍第二十六回総選挙に立候補。絶大な支持を得て初当選を果たされ、ここに山中貞則議士は華々しい第一歩を踏み出したのであります。(拍手) 翌四十九年、当選十七回、在職実に四十七年九ヶ月の永きに及びました。

昭和三十年、保守合同により、自由党から自由民主党の結党に参加した先生は、たちまちにして頭角を現し、昭和十三年には、大蔵政務次官に就任され、品目ごとに利害が絡み合つて税率の設定は至難の業であるといわれた物品税の大改正をやり遂げられました。この折りの血のにじむよう

な努力こそが、先生を戦後税制の生き字引といわしめ、幾多の税制改正に取り組ませる礎となつたのであります。(拍手)

昭和四十五年には、第三次佐藤内閣の最重要課題であり、戦後、日本の最重要課題であつた沖縄返還の掌にあたるため、先生は請われて総理府総務長官に就任されました。沖縄の祖国復帰が終わらない限り、我が國の戦後は終わらないとの佐藤総理の決意に応えるべく、先生は全身全霊を傾けられたのであります。

沖縄返還には、数々の難問が待ち受けおりました。その一つが円・ドル交換問題であります。

昭和四十六年のいわゆる二クロンショックによる変動相場制への移行が、ドル経済下にあつた沖縄の人々の暮らしを根底から破壊してしまいかねない事態を招いたのであります。先生は、辞表を懷に、危機回避の陣頭に立ち、一ドル・三六〇円を国責の責任を保証するという、一つ間違えば、日米交渉の行方にさえ影響を与えた大胆な方法で通貨切り替えを断行し、沖縄の人々の生

活を安堵したのであります。(拍手)

昭和四十六年の内閣改造でも総務長官を留任、翌四十七年五月十五日、沖縄が本土復帰を果たしたその日、初代の沖縄開発庁長官に就任され、都合三期にわたり沖縄担当相を務められました。こ

せんでした。

昨年十二月には、沖縄県名譽県民第一号が贈呈されました。記念のメダル

には、沖縄のティゴやリュウキュウ松が、そして

よりも楽しみにしておられた授与式を待たずに先

生は逝つてしまわれました。誠に、誠に無念で

あつたのであります。

十四回国会を控え、連日深夜まで脂汗を流し心血

をそそいで立案作業にあたらされました。そして公

害対策基本法改正案など関連十四法案は国民の広

く反対があろうともやり遂げなければならぬとの

意見を落選させるという皮肉な結果も招きました

が、後世のために正しいと思うならば、どんなに

反対があろうともやり遂げなければならぬもの也を

お引きになり、「これからも一切の私心を捨て、

自分的人生はこれでよかつた、悔いるところはない」と、莞爾として死ねる道を歩き続けたいと思ひます」と語られました。

内外の諸情勢、誠に厳しいこのときに先生を失

いましたことは、本院にとつても、国家にとつて

ない先生が、國の防衛に遺憾なきを期し、また、

臣を歴任されました。國を憂えること人後に落ち

させましたことなどなど、もはや語るまでもない

ことあります。

また、自由民主党にありましても、政務調査会

院長官、第一次中曾根内閣においては通商産業大

臣を歴任されました。國を憂えること人後に落ち

させましたことなどなど、もはや語るまでもない

ことあります。

我が國の産業構造改革のために獅子奮迅の活躍を

されたことは、本院にとつても、国家にとつて

もただただ不幸と申す以外に言葉はありません。

しかし、己に課した険しい道をひたすら歩み続

け、多くの偉業を成し遂げられた先生の御遺徳

は、憲政史に燐然と光を放ち続け、私どもを導いていただけるものと信じて疑わないものであります。(拍手)

また、終生変わらぬ沖縄への思いは、台湾の師範学校時代に沖縄の友人たちとの交流から芽生えたものであります。また、あの悲惨な沖縄戦の犠牲

の上に今の日本の繁栄があるのだという根源的な

思いが、先生の脳裏から去ることは決してありま

(拍手)

人は先生のことを見敬の念を込めて「ミスター

税調」と呼びました。昭和五十四年以来、自民党

税制調査会の会長を務め、シャウブ税制以来の税

税制改革・新型間接税の導入に取り組まれ、ついに

は消費税生みの親ともなられました。國論を大き

く分けた消費税の導入は、平成二年の総選挙で先

生を敗つてしまわれました。誠に、誠に無念で

あつたのであります。

昭和五十三年、在職二十五年表彰の栄に浴され

た先生は、この本会議場で、郷土の偉人西郷南洲

翁の遺訓「廟堂に立ちて政を為すは天の道を行

うものなれば些も私を挾みては相済まぬもの也」を

お引きになり、「これからも一切の私心を捨て、

自分的人生はこれでよかつた、悔いるところはない

こと」と語られました。

内外の諸情勢、誠に厳しいこのときに先生を失

いましたことは、本院にとつても、国家にとつて

もただただ不幸と申す以外に言葉はありません。

しかし、己に課した険しい道をひたすら歩み続

け、多くの偉業を成し遂げられた先生の御遺徳

は、憲政史に燐然と光を放ち続け、私どもを導いていただけるものと信じて疑わないものであります。(拍手)

他界されて早一月、私には、先生が相変わらず、天上の街路を、いつものあの風貌で哲理を説

き、悠然として歩いているように思えてなりません。思い出は尽きず、悲しみは深まるばかりではあります。幽明境を異にしてはただただ先生のご冥福をお祈りするばかりであります。

ここに、諸君とともに、今は亡き山中貞則先生

のご功績をたたえ、謹んで哀悼の誠を捧げる次第

あります。(拍手)



放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件 日本学術会議法の一部を改正する法律案

整備しようとするものであります。

本案は、去る三月十六日本委員会に付託され、翌十七日小野國家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十九日質疑を行ない、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めました。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小淵優子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 小淵優子君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

認を求めるの件

規定に基づき、承認を求める件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改めようとするもので、その主な内容は、

第一に、日本学術会議の所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更すること、

第二に、日本学術会議の組織について、副会長を一名増員し、部の構成を三部に大くくり化することともに、日本学術会議の職務の一部を行う幹事会及び日本学術会議連携会員を置くもの等とすること、

第三に、日本学術会議会員に関して、その任期を六年とし、定年制導入するとともに、日本学術会議がすぐれた研究または業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦するもの等とすること

七日茂木国務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十九日質疑を行い、本日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。



お効力を有するものとするものであります。あわせて、合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として、合併特例区を設けることができるものといたします。

して質疑の通告があります。順次これを許しま  
す。保坂武君。  
〔保坂武君登壇〕

○保坂武君  
〔保坂武君登壇〕

次に、合併に関する新たな法律として提案をいたします、市町村の合併の特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、議会の議員の定数に関する特例、一部事務組合等に関する特例及び地方税に関する特例などの措置を講ずることといたします。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例等に関する法律案、この三法案に対しまして質問を行います。（拍手）

有名になりました南アルプス市も入っており、さらに本年九月には、私の住む竜王町も甲斐の国・武田信玄の里として甲斐市となる予定であるなど、現在でも、六割近い市町村が法定協議会に加入して協議を続けております。

しかしながら、合併協議の現場を見てみますと、地域ごとにさまざまな課題を抱えております。全国的には、関係者の長年の努力も報われず、法定協議会が解散する例も見られるようになつてきているところであります。

ことになりはしないかと心配する向きもあると言わわれております。

そこで、合併特例区制度を導入することの理由はどのようなものであるのか、麻生大臣にお伺いをいたします。

次に、都道府県の姿を見てみますと、御承知のように、明治二十一年に四十七ある現在の都道府県の区域の原型が確立されて以来、その名称や区域はほとんど変わることなく今日に至つております。

第二に、合併関係市町村の協議により、市町村を単位として、合併特例区を設けることができるところです。

第三に、総務大臣の定める基本方針に基づき、都道府県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものといたします。また、市町村合併調整委員による合併協議会に係るあつせん及び調停、都道府県知事による市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告等の規定を設けることといたします。

明治の大合併 昭和の大合併に続き 現在に至  
が施行されたことにより、機関委任事務制度は廃  
止され、国と地方との役割分担も明確にされるな  
ど、地方分権改革は確かに一步を歩み出しまし  
た。しかし、この段階で問題となつたのは、  
成の大合併と呼ばれております。全国の多くの地域で市町村合併に向けた真剣な議論や取り組みが展開をされております。現行の合併特例法の期限が来年の三月末に迫っていることもあり、ことしはまさに市町村合併を推進する上で正念場の年であると言えます。

こうした状況を踏まえて、麻生大臣に伺いました。  
まず、全国における市町村合併の取り組みの状況はどうなっているのでしょうか。また、今回、市町村合併を進めるための新しい法案が提出されたところであります。どのような背景、理由で平成十七年四月以降も引き続き市町村合併を推進することが必要となつたのでしょうか。わかりやすく御説明をお願いいたします。

したしながら、「田舎合はもが近見しナシ」といふと、市町村の区域が拡大し、その能力が強化されることになります。こうした中で、市町村を包括する都道府県のあり方も変容が求められることになると思います。

そこで、総務大臣にお伺いしますが、市町村合併が進めば、次には都道府県のあり方を見直す必要があると考えますが、これについての御見解をお聞かせください。

以上となりますが、新しい世紀を迎え、我が国は、経済のグローバル化、産業構造の高度化、少子高齢化、国民の価値観の多様化などが急速に進

なお、この法律は平成十七年四月一日から施行するものとし、平成二十二年三月三十日における効力を失うものといたしております。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案の趣旨であります。

た。また、昨年十一月の地方制度調査会の答申の中では、市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されていると書かれています。このように、これから行政の中心は市町村であり、地方分権を強力に推進していくためには、市町村合併により、市町村の行財政基盤の強化を怠がなければなりません。

盛り込まれてますよ。この合併新法では、具体的にはどのような手法により市町村合併を進めていくこととされているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、合併特例区について伺います。

これまででも各地で市町村合併が行わされてきていましたけれども、どの地域においても、新しくでき

子高齢化、国際の金融危機の多様化がかかる急速な変遷であります。右肩上がりの経済を前提としたこれまでの社会システムは大きく揺らいでいます。欧米へのキャッチアップの時代は既に終わり、護送船団のようにあらかじめ用意された成長モデルをみんなで目指せば事足れりというような時代ではありません。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び市町村の合併の特例等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

ます。最近では多くの自治体で合併のゴールを迎えているところがありますが、私の地元山梨県において、既に十一の町村が合併して、一つの市、二つの町が成立をいたしております。

その中には、片仮名の親しみやすい名称として

前の市町村の区域を単位として、法人格のある合併特例区制度を創設するようあります。

これでは、一つの市町村の中にあたかも別の市町村ができるようなものであり、せっかく苦労して合併したにもかかわらず、合併特例区があることで、むしろ合併した後の市町村の一体化を阻む

す。御聴取ありがとうございました。  
〔國務大臣麻生太郎君登壇〕  
(拍手)

官 報 (号外)

平成十六年三月十九日時点でお尋ねますと、千九百十九の市町村が五百二十一の法定合併協議会に参加をいたしております。これは全国の約六割を超える数字であります。市町村合併の取り組みは急速に進展をしているものと認識をいたしております。

しかし、今後、さらに地域主権、地方分権を推進していくために、市町村の財政基盤の強化というものは不可欠であろうと存じます。そのため、現行の合併特例法が失効した後におきましても、引き続き市町村合併を推進していくことが必要であると考えております。

次に、合併新法における合併推進方策につきましてお尋ねがありました。

合併の新法案につきましては、合併特例債の財政優遇措置は廃止をいたします。しかし、それ以外の合併の障害除去のための特例措置は基本的に存続いたします。残します。さらに、旧市町村を単位として合併特例区を設置できる制度を創設いたしたいと存じます。

また、総務大臣が定める基本方針に基づきまして、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、知事があつせん、調停、勧告などを行うことができるものといたします。

これらによりまして、合併特例法が失効いたします平成十七年四月以降も、自主的な市町村の合併は推進してまいりたいと思っております。

次に、合併特例区制度についてのお尋ねがありました。

今回創設する合併特例区は、コミュニケーションなどの地域の公の施設を効果的に管理すること、また、地域住民の要望にこたえまして旧市町村の名称も住所に残ることなどのために、旧市町村単位で設けようとするものであります。期間は、合併後五年以内の一定期間を置くことができることといたしております。

この制度を活用することにより、新しい市町村の一体性のある円滑な確立に向けてソフトラン

ディングができるものではないかと期待をいたしております次第です。

最後に、都道府県のあり方についてのお尋ねがありました。

市町村合併の進展によりまして市町村の規模と能力が拡大していくに御指摘のように、都道府県のあり方というものにつきましては見直す必要があると思われます。このような観点から、今回の地方自治法の改正案の中で、都道府県の自主的合併手続を整備することいたしております。

また、将来の姿として、道州制の導入も検討の対象になり得るものであろうと思われます。このため、第二十八次地方制度調査会のテーマとして精力的に議論が進められることを期待いたしております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田嶋要君。  
〔田嶋要君登壇〕  
○田嶋要君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

また、我が国は、大きな時代の節目を迎えています。閉塞感という名の長いトンネルから抜け出するために、この国の形、すなわち市町村、都道府県、國のあり方を大胆に変えていかなくてはなりません。

しかし、今日の日本の悲劇は、地域の住民にも密着したところにある市町村が都道府県のもとで自由度を制約され、そしてまた、その都道府県が、最も現場を見えていない國の権限のもとでさらにはその自由度を奪われているということになります。

その結果、何が起きているか。

第一に、このような不自由さの重層構造のもとで、欲しくもない行政サービスが次々と編み出され、一方で、本当に必要なサービスが届かないの構成員は市町村長が選任をするということに

続いているわけであります。

そして第二に、まさに今のこの地方分権改革そのものが、その名に反して、相も変わらず中央集

権的な手法によって、思つたように進んでいないわけでございます。

鳴り物入りで始まつた三位一体の地方分権改革は、肝心の地方への財源の移譲、権限の移譲があつたが、既にある町内会、自治会あるいはNPOを活用し、コミュニティの強化、再生を図ることが考えられるのではないかでしょうか。住民主体の自治を草の根から生み出す環境づくりに関しても、現在総務省の方で何らかの取り組みがなされているのか、その辺に関して総務大臣に質問をいたします。

つまり、小泉政権による現在の改革は、崩壊寸前のこの日本の形を立て直すどころか、むしろ再起不能にするためのとどめの一撃と言つても過言ではありません。(拍手)

現在の地方の現場を熟知されている知事さんたちは、この間から文字どおり酷評されているこの政府の地方分権改革を全く反省することもなく、ただやめくもに、あめとむちで市町村の合併を推進する。しかも、その合併がうまくいかないとなると、今度はむち振りの役目を都道府県に押しつけようとする。

総務大臣、あなたは、内閣のこの地方分権改革の責任者として、いや、それ以前に一人の人間として、本当にこの国を今正しい方向へ推し進めていくと、今度はむち振りの役目を都道府県に押しつけようとする。

総務大臣、あなたは、内閣のこの地方分権改革の責任者として、いや、それ以前に一人の人間として、本当にこの国を今正しい方向へ推し進めていくと、今度はむち振りの役目を都道府県に押しつけようとする。

しかし、実際には、都道府県には市町村と協議をする義務しかありません。これでは実効性を伴うものとは言えないです。本当に大胆な地方分権を目指すのであれば、明らかに分権が妥当ではない、そう判断されるときには、その理由を明確に

する義務づけをする。しかし原則は、市町村が分権をしてくれと手を挙げたならば、その要請に都道府県は応じなければいけない、そのようにすべきではないでしょうか。総務大臣、お答えください。

さらに指摘したいのは、今回の拡充は、都道府県から市町村への分権の話ばかりで、国から都道府県への分権の話には全く触れられていないんです。いかにも中途半端な改革ではありますか。

国民は見ていています。目立たない仕掛けで、自分の権限だけは少しでも長く温存をしようとして

る、このような見せかけの改革では、国民の国に対する不信感は高まる一方です。

都道府県みずからが手を挙げて国の仕事をこなしていく制度を法律上でしっかりと創設してはいかがでしょうか。総務大臣、お答えください。

不信心という意味では、國の地方に於する不信心も、これは相當なもので。この國がいわゆる官尊民卑の國ということは周知の事實でございますが、卑しめられてきたのは民だけではありません。地方の官も同じでございます。

私は先日、総務委員会の地方税法の改正に関する質問の中で、法定外税の質問をいたしました。そのときに総務大臣は、地方の首長さん、知事さんたちの資質に関して、「極めて常識的な方ばかり」とは限りません、「このような驚くべき答弁をされました。大臣、あなたは一体どういうおつまみでこのような答弁をされたのか、説明をお願いいたします。

象徴的な例が、この三位一体の改革でございま  
す。全国知事会は八兆円規模の、そして市長会は  
五兆円規模の税源の移譲と補助金の廃止を訴えてい  
るんです。今まで中央がよらしむべしとしていた  
たこの地方がみずから、自分たちにやらせてく  
れ、自分たちにできる、そのように主張している  
のです。にもかかわらず、来年度の補助金の削減額  
は、わずかに一兆円余りです。しかも、財源の移

譲に至つてはその半分程度なんです。もつと地方を信じ、そして大胆に移譲をするべきではないでしょうか。

また、仮に百歩譲つて、中央官庁はしょせんそういうものに抵抗するものだとしても、それを一蹴して指導力を發揮して、民間の経営者であつた

大臣、それがあなたに期待をされている役目なのではないでしょうか。でなければあなたがそこには座っている意味がない、そのように私は考えま

す。総務大臣、ぜひお答えください。（拍手）さて、道州制について。権限、財源の移譲と市町村の合併を進めれば、おのずから市町村とそし

て国の間に挟まれた都道府県の役割あるいはその存在意義というところに話が移つてまいります。現に、今のままの都道府県ではやがて存在意義がよくなる、どうこういふ事態が来る恐れがあるのです。

も、小泉総理は、第二十八次地方制度調査会において道州制の検討を指示いたしました。

いへ道州制の本詔をおもひかしまし  
そこで、まず伺います。小泉政権の考える道州  
制とは、その理念とは一体どういうものなの  
か、また、なぜ今道州制なのか、総務大臣、お願  
いを

私は、道州制は、日本の活力を再び呼び覚まし、そしてこの国の国力を高めるための切り札、いたします。

手段であると考えています。

海道はデンマークと同じ経済規模なんです。アジアの国々と比較をすれば、九州は韓国と、四国はタイと、そして北海道はあの東南アジアのハブ、

シンガポールの二倍の経済規模があるんです。目からうろこではありませんか。そんな大きな規模の経済圏がなぜ今でも、はしの上げ下ろしまで国から指図をされ、悶々としてきゅうきゅうとしていなければならないのでしょうか。こんな仕組みは、だれにとってもメリットはありません。そして、だれをも幸せにはしません。

### 説明に対する田嶋要君の質疑

中央の呪縛から地方を解放すれば、日本の地方は互いによい行政サービスを競い合い、もつともっと潜在的な力を發揮する、しかもグローバル、アジアの視点で力を發揮できるんです。現在、民主党内でもいろいろな道州制モデルが考えられております。私は、外交、防衛を初め、

どうしても国にしか担当うことのできない仕事を残して、ほかはすべて道州に移す、その結果、一国多制度になつていつて構わないと考えています。

小泉総理も地方にできることは地方にとおつしやつておりますが、発想が逆なんです。どうし

ても国にやらざるを得ないことだけ國に、その  
ように考えるべきなんです。（拍手）

入れた都道府県の合併の法整備がされようとしておりまます。しかし、道州制には、連邦制的な道州制から単なる都道府県合併のような、幅広い考え方があります。

方があります。例えば、第二十七次地方制度調査会においての答申では、連邦制的な道州制には否定的な見解が出されています。

では、経営大臣とのよきな道州制を想定して、今回の都道府県の合併に関する改正案を出されたのか、そして、この改正案がこれから道州制にどうのようつながつてくのか、その見解をお聞かせください。

加えて、道州制のモデルケースとされてい北  
海道道州制特区に関しまして、既に中央省令の強  
かせください。

い抵抗でその動きがとんざをしそうだという報告もございますが、今後、その特区構想をどのよう進めしていくのか。竹中経済財政担当大臣、総務

大臣、それぞれ御説明を願います。  
最後に、もう一度申し上げたい。人を信じようと。民間人や地方を信じることができずに、中央

集権化を推し進めてきたこの官僚統制社会は、残念ながら、これからの日本を絶対に幸せにすることはできないんです。日本の将来を憂い、私たちの子供たちの未来を真剣に考えている人々は、地方にも民間にもたくさんいるんです。そういう人

八

官 報 (号外)

分権型社会におきましては、住民が主人公となる地域づくりが大切であります。各地でさまざまな取り組みがなされており、御存じのとおりです。今回の地方自治法改正案におきましては、行政と住民や地域のさまざまな団体が協力し合つて地域づくりを進める場として、地域自治区の制度を創設することとしたところであります。

各市町村におきまして、この地域自治区の仕組みを活用していただき、生き生きとした住民参加の取り組みが行われることを心から期待しております。

次に、事務処理特例の拡充と国の事務事業の移譲についてのお尋ねがあつております。

まず、今回提案をいたしております事務処理の特例制度は、法令上都道府県の事務とされたものにつきましては、その一部を市町村に対して移譲することは可能というふうに考えるものであります。

一方、市町村の規模や能力には大きな差があることから、市町村長の要請があつた場合には、十分に協議を行つた上で、都道府県知事が責任を持つて事務の移譲を行うか否かの判断を行うべきものと考えております。

また、国から都道府県への権限移譲につきましては、現行の地方自治法におきましては、全国知事会等の全国的連合組織が地方自治に関する内閣に対し意見を申し出る制度や、また、都道府県の加入する広域連合の長が国の行政機関の長に対し権限移譲を要請する制度が規定されているところもあります。

次に、先日の総務委員会での法定外税のあり方についての答弁に関してのお尋ねがありました。私の答弁は、課税自主権ができる限り拡大することとは重要ではあります。法定外税の新設や税率引き上げは、住民負担の増大に直結するものであり、慎重な検討を尽くすことが必要であるという一般的な認識を述べたものであり、その際に慎重な検討が必要であるという趣旨を申し上げた

かつたのであり、特定の首長を想定して申し上げたわけではありません。

○國務大臣(竹中平蔵君) 田嶋議員から、北海道の対応に協力をしてまいりたいと考えております。(拍手)

の対応に協力をしてまいりたいと考えております。(拍手)

次に、補助金改革と税源移譲について指導力を発揮せよとの御指摘があつております。

平成十六年度には、一兆円規模の補助金改革を行い、このうち引き続き地方が実施することになつておるものにつきましては、税源移譲等により一般財源化することとしたところです。このようない本格的な税源移譲というものは初めてのことでもあり、今後とも地方分権を進めていくためには、三位一体の改革を着実に推進してまいりたいと思っております。

道州制の理念についてお尋ねがあつております。

地方分権が進展し、市町村合併が進んでまいりますと、将来的な広域自治体の姿としていわゆる道州制の導入の検討というのも対象となり得るんだと思っております。

道州制は、地方自治制度の大きな変革であるのみならず、國のあり方にも関連する事柄でもあります。

第二十八次地方制度調査会におきまして精力的に議論が進められることを期待いたしております。

最後になりましたが、都道府県合併に関する改

正案と道州制との関係についてのお尋ねがあつております。

今回提案をいたしております都道府県合併と道州制とは、区域の拡大という点においては共通をいたしております。しかしながら、道州制は、單なる都道府県の合併ではなく、国と地方との役割分担を含みます地方自治制度の変革であると考えております。

また、北海道道州制特区構想は、将来の道州制を考える上でのモデルケースとして検討が進められておられます。

総務省としては、第二十八次地方制度調査会に

の対応に協力をしてまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君登壇) 地方分権の進展に伴いまして、道州制、都道府県合併など将来的な広域自治体につきましても、幅広く議論が深められようとしております。こうした中であります。北海道は、その規模、地理的な条件などから、こうした検討を独自に先行させることが可能な条件を有しているというふうに考えております。

北海道が取り組んでおりますこの道州制特区につきましては、昨年の十二月、経済財政諮問会議

で、知事がらそのアイデアの御紹介をいたしました

ところです。まさに、北海道みずからの

個性を生かして特区に関する具体策の検討が進められております。

政府としましては、内閣府の中に北海道との連絡に当たる担当窓口を定めるなど、支援体制を整備したところでございます。今後とも、北海道と密接な連携を図りまして、具体的な成果が上がり得ますよう、我々としても努力をしてまいります。

最後になりましたが、都道府県合併に関する改

正案と道州制との関係についてのお尋ねがあつております。

私は、この二本の法案を読めば読むほど首をかしげることばかりでしたが、行間から確実に伝わってくることが一つだけありました。それは、何が何でも合併を進めさせようという國の姿勢であります。しかし、そもそもなぜ市町村合併を推進しなければならないのかという肝心なめの理由が伝わってまいりません。總理はもちろん、政府のだれ一人として明確にその理由を述べていな

いからであります。

例えば、明治の大合併は小学校の設置、管理のため三百から五百戸を最低基準の目標とし、昭和の大合併は新制中学校を整備するために人口を八千人以上にしようとしたが、行間から確実に伝わってくることが一つだけありました。それは、何が何でも合併を進めさせようという國の姿勢であります。しかし、そもそもなぜ市町村合併を推進しなければならないのかという肝心なめの理由が伝わってまいりません。總理はもちろん、政

府のだれ一人として明確にその理由を述べていな

いからであります。

私は、ただいま議題となりました二法案に關

し、民主党・無所属クラブを代表して質問をいた

します。(拍手)

さきの総選挙で当選して四ヶ月。初めて国会で

政策決定過程に係る議論に加わり、緊張感と興奮

の毎日です。この間、改めて感じたのは、この国

の東京一極集中は想像以上の凝集性を持っていた

ということです。

地方分権とは、もともと地域にあつた主権を地

域に返す作業だと私は思います。水平的な地方と

国との関係を構築し、自主自立の町づくりを行

う環境を整えることが、私の議員としての大きな目

標の一つです。きょうも、そのような問題意識の下で質問をさせていただきます。(拍手)

今回提出された法案は、平成十七年三月までに

都道府県に合併の申請をし、平成十八年までに合

併を行う市町村を対象とした現行の合併特例法の一年延長と、現行合併特例法後の五年間、さらなる合併を促進するため所要の措置を講ずる合併特例新法の二本です。

各論に入る前に、総論的かつ基本的な質問から始めさせていただきます。

私は、この二本の法案を読めば読むほど首をか

しげることばかりでしたが、行間から確実に伝

わってくることが一つだけありました。それは、何が何でも合併を進めさせようという國の姿勢であります。しかし、そもそもなぜ市町村合併を推進しなければならないのかという肝心なめの理由が伝わってまいりません。總理はもちろん、政

府のだれ一人として明確にその理由を述べていな

いからであります。

例えば、明治の大合併は小学校の設置、管理のため三百から五百戸を最低基準の目標とし、昭和の大合併は新制中学校を整備するために人口を八千人以上にしようとしたが、行間から確実に伝わってくることが一つだけありました。それは、何が何でも合併を進めさせようという國の姿勢であります。しかし、そもそもなぜ市町村合併を推進しなければならないのかという肝心なめの理由が伝わってまいりません。總理はもちろん、政

府のだれ一人として明確にその理由を述べていな

いからであります。

以下、法案の問題点について、具体的な質問に移ります。

まず、合併特例債に関連して質問します。

私の地元、新潟県では、県内百一の市町村のうち八十四市町村が合併に向けた取り組みを行つては、三十五に集約をされることになります。その場合、合計して二十の合併自治体に合併特例債の発行が可能となり、限度額は最高で五千百六十億円と試算をされています。これが全部発行されると、国の交付税措置分は七割で、約三千六百億円。これは新潟県の分だけの数字です。しかも、地方の負担は三割で済むとはいえ、不要不急の公共事業に化けるケースも多々あり、その場合、地方はむだな建物のための債務の返済に苦しむことになります。

民主党は、現在の合併特例債のように後年度負担が大きくなるような措置を縮小するように主張してまいりました。新法では、政府も合併特例債の公共事業に化ける割合を縮小するよう主張してまいりました。

合併特例債の問題点で、この特例債の制度も一年間存続することになりました。

そこで、質問です。総務大臣は、この合併特例債の制度についてどのように総括をしていらっしゃるのでしょうか。

また、現在、合併協議会が設立されているすべての自治体で合併が成立した場合、合併特例債の発行可能枠は最大幾らになるのでしょうか。非常に大事な数字ですので、幾つかの仮定を置いても結構です。逃げずにお答えください。(拍手)

次に、市町村合併後、旧議員の任期を最長二年延長する在任特例についてお尋ねをいたします。

現行合併特例法で創設されたこの規定に基づき、各地にマンモス議会が生まれ、議員の保身や財政面での非効率など、さまざまな問題点が指摘をされています。にもかかわらず、この在任特例

の規定が新法においても引き続き残っているのを知り、私は嘆然といたしました。

新潟市では、平成十七年三月の合併で編入される市町村の議員全員が辞職をするという大英断を行い、住民から大喝采を浴びました。政府は、議員の顔色ばかりうかがつて、住民の気持ちを考えないようですが、政府がわざわざ在任特例などを用意しなくとも、やればできるのです。在任特例が残った理由を総務大臣伺います。

次は、市町村合併の進め方というテーマに沿いながら、主に合併特例新法について質問をいたします。

法案では、都道府県知事が構想に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あっせん、調停を行わせることができるとともに、合併協議会の設置を勧告ができる。また、勧告を受けた市町長が合併協議会を開いて、議論がなされ、合併を実現することができる。さらに、合併推進に関して勧告が決したときには、住民が六分の一以上の有権者の署名により、または市町村長が住民投票を請求することができる。さらに、合併推進に関して勧告ができるとしています。合併を強制的に進めたいのだけれども、批判が怖くて、回りくどい方法を考えたものだなというのが私の第一印象です。

そこで、総務大臣伺います。

合併新法は、国が県に対して合併の旗振り役を押しつける側面が大変に強くなっていると思いますが、合併は市町村が自主的に行うというこれまでの基本的な考え方を変更したのでしょうか。また、このことは、県と市町村は対等、協力の関係が進むのか否か、私は疑問に思っています。それとも、知事の構想や勧告に強制力を想定しているのでしょうか。総務大臣の見解をお尋ねします。

地方自治法の改正案を含めた今回の合併三法に

お答えください。

次に、より具体的に、都道府県知事の構想の前提となる総務大臣の基本方針について質問します。

まず、この基本方針にはどのような内容を盛り込むのか。特に、市町村の適正規模について、一方として、規模が小さく、財政的にも厳しく、住

民の負担が高くなる、あるいはサービスの提供に制約が生じても、住民が納得の上で単独の選択をした自治体を認めるのでしょうか。それとも逆に、ナショナルミニマムの水準維持のためには、このような団体の存在は認めず、強制的な合併はあります。

また、基本方針の内容を法律で規定せず、事実上総務大臣の裁量とした理由についても伺います。

さらに、基本方針に基づいて知事が構想を策定するということですが、その構想の内容などは知りません。

事それぞれの自由裁量にゆだねられるのかどうか、伺います。

今回の質問に当たって、私は、現在、合併を選択しない、取り組みの動きがない市町村の実情について少し調べてみました。その結果、浮かび上がってきた実像は、以下のとおりです。

住民意向調査や住民投票で合併反対が多数となりました。

結論に至っているという実像でございます。

このような状況の下で、新法の制度による合併が進むのか否か、私は疑問に思っています。それ

とも、知事の構想や勧告に強制力を想定しているのであります。

この意見を述べたところ、総務大臣は、間違ったとおっしゃいました。

合併推進は、新旧の合併特例法によってのみ進められるのではありません。建前は自主的な合併と言ひながら、実際には、交付税の小規模団体に対する段階補正の見直しなどの方法で、財政力の弱い市町村に合併を迫るという構図も最近は明らかになっています。

それだけではありません。税源移譲を中心半端なままに補助金の削減と交付税の削減を進める小泉内閣の名ばかりの三位一体改革によつて、わらにもすがる思いで合併特例債などのために飛びつかざるを得ない情勢も見られ、これは、私は、間接的な強制合併に等しいと思います。(拍手)

市町村にとって、今後の地方交付税と補助金及びそれに伴うはずの税源移譲の動向が合併の進展を大きく左右します。その意味でも、いわゆる三位一体改革の将来像を明示すべきだと考えます。

総務大臣の見解を示してください。

私は、地方分権とは、市民が地域の政府をきちんとコントロールできる仕組みをつくることだと

思っています。その点で、政府の合併の進め方に

ついて一番危惧をされるのは、何のための合併か

を詰めないまま、住民を蚊帳の外に置いたまま、

だれも全体像を描くことなく、なし崩し的に合併論議が進められていることです。

冒頭述べましたように、本院の議員となつてま

だ日が浅い私ですが、身にしみてわかつたこと

は、東京の一極集中ぶりだけではございません。

いわゆる小泉改革なるものの実像が、理念なきが

ゆえに具体的な内容も欠いているということで

す。(拍手)もちろん、地方にいたときも薄々感じ

てはいましたが、今なお、はつきりといたしました。道路公団改革しかり、年金改革しかり、そして、この改革しかり、三位一体改革しかり、そして、この市町村合併への取り組みもまたしかりであります。自治の主役は住民であり、合併を決める主役もまた住民であるという基本的な理念を忘れ去っているのではないかとおもいます。

最後にこのことを申し上げ、小泉内閣と与党に対する猛省を迫りつつ、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 西村議員から、合併推進の目的についてお尋ねがございました。

第二十七次地方制度調査会の答申では、地方分権の推進の観点から、市町村の規模、能力の充実を図ることが必要であり、合併新法で都道府県が策定する市町村合併の推進に関する構想の対象となる小規模な市町村として、人口おおむね一万未満を目安とし、その際地理的条件等も考慮すべきこととされております。

この答申を踏まえて、今後とも、自主的な市町村の合併を推進してまいります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 西村先生から、七問

ちょうどいいをいたしております。

まず最初に、合併特例債についてのお尋ねがあつております。合併特例債は、各地の実情に応じ活用されておりまして、合併の推進に役立つてあるものと考えております。

合併特例債の発行額につきましては、平成十一年度からこれまで約九百十億円となつております。現時点におきまして、最終的な合併市町村の見通しが立つておませんから、合併特例債の発行総額の試算は、以下のところ困難であります。

次に、市町村議会議員の在任特例に関するお尋ねがありました。

合併新法におきましては、現行法と同様に、市町村議会の議員につきまして、合併直後の一定期間引き続き在任することができる特例を想定いたしております。この在任特例につきましては、合併の障害を除去する上で必要な制度と考えております。

ただし、この在任特例をどのように適用するかにつきましては、住民の意向も十分に踏まえ、関係市町村間で協議の上、決定されるべきものであると考えております。

次に、合併新法における都道府県の役割についてのお尋ねがありました。

合併新法におきましても、自主的な市町村合併を推進する点につきましては、現行の合併特例法と変わりはございません。また、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、合併新法におきましても、自主的な市町村合併を推進するために必要な役割を果たしていくだくことを期待いたしております。

また、総務大臣が策定する基本方針についてのお尋ねがあつております。

総務大臣の定めます基本方針は、第二十七次地方制度調査会の答申を踏まえまして、都道府県が策定をいたします構想の対象となる小規模の市町村として、人口おおむね一万未満を目安とし、その際地理的条件等も考慮することなどを記述する

三位一体の改革につきましては、昨年六月に閣議決定した基本方針二〇〇三におきまして、四兆円の国庫補助負担金の改革、基幹税を基本とした税源の移譲、国税から地方税、そして三番目に地方交付税の見直しなど、平成十八年度までに取り組む方針を明らかにいたしております。

また、知事が策定する構想や勧告によつて市町村合併を強制するという考え方は全くとつております。

都道府県が定める構想は、この総務大臣が定める基本方針に基づいて策定するものといたしております。

ありました。

平成十二年十一月一日に閣議決定した行政改革大綱では、「市町村合併後の自治体数を千を目指す」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進することといたしております。

たしましては、引き続きこの方針に基づき対応することいたしております。

合併新法期限後的小規模な市町村についてのお尋ねがありました。

合併新法によりまして、平成二十二年三月までに市町村合併が推進されたとしても、なお小規模な市町村というものは存在すると予想いたしております。

また、総務大臣が策定する基本方針についてのお尋ねがあつております。

最後に、市町村合併につきまして、三位一体改

革の将来像というものを明らかにすべきとの御指摘がありました。

三位一体の改革につきましては、昨年六月に閣議決定した基本方針二〇〇三におきまして、四兆円の国庫補助負担金の改革、基幹税を基本とした税源の移譲、国税から地方税、そして三番目に地方交付税の見直しなど、平成十八年度までに取り組む方針を明らかにいたしております。

このように、地方団体にも、ある程度先行きが見通せることをお示ししているところでもあります。

今後、地方団体に対する情報提供や意見交換にこ

れまで以上に意を用いるのは当然として、できる限り改革の全体像を明らかにするという方針であります。現時点におきまして、最終的な合併市町村の見通しが立つておませんから、合併特例債の発行総額の試算は、以下のところ困難であります。

○副議長(中野寛成君) これにて質疑は終了いたしました。

平成十六年三月二十三日

衆議院会議録第十七号

地方自治法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する西村智奈美君の質疑

議長の報告

出席副大臣

総務大臣 麻生 太郎君  
厚生労働大臣 坂口 力君  
農林水産大臣 亀井 善之君  
国土交通大臣 石原 伸晃君  
國務大臣 井上 喜一君  
國務大臣 小野 清子君  
國務大臣 竹中 平蔵君  
國務大臣 福田 康夫君  
國務大臣 茂木 敏充君

出席大臣

総務副大臣 山口 俊一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付いた旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求める件

(常任委員会開設)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 松宮 熱君  
補欠 中西 一善君

平成十六年三月二十三日

副長の報告



的な検討を進めていくこととしているため、現時点においてお尋ねについてお答えすることは困難である。

### 五について

今後、施設設置負担金の在り方について具体的な検討を行う際、政府内において、関係法律の取扱いについて検討してまいる所存であり、現時点においてお尋ねの法律の改正が必要であるかどうかをお答えすることは困難である。

平成十六年三月五日提出

質問 第三 一号  
航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する質問主意書

防衛施設庁は、航空自衛隊恩納分屯基地に保管しているP C Bを含む汚泥を同基地内に処理施設を設置し、処理することを決め、恩納村当局にその旨説明している。

防衛施設庁のかかるP C Bを含む汚泥の処理方針をめぐつて、多くの恩納村民をはじめ沖縄県民が強い不安を抱き、小さな村に大きな騒動をひき起こしている。

P C B等を含む汚泥の処理技術は、未だ確立されておらず、処理を誤ると環境を破壊し、地域住民の生命・身体の安全に危険を及ぼし、回復不能な損害を与えるかねない恐れがある。そもそも当該P C Bを含む汚泥は、返還された米軍旧恩納通信所等から発見されたものであり、日米地位協定においてアメリカ軍に返還用地の環境浄化義務を課していないことが元凶になつていている。

しかも、航空自衛隊恩納分屯基地内における処理施設建設の賛否をめぐつて恩納村議会基地関係調査特別委員会が混戦している。この問題の帰属は、まさに住民の安全を守ることを使命とする地

方自治のあり方を問われている。

以下、質問する。

一 現在、航空自衛隊恩納分屯基地内で保管されているP C Bを含む汚泥の重量、保管ドラム缶の数を発見年月日、発見場所毎の明細で明らかにされたい。

二 航空自衛隊恩納分屯基地で保管しているP C Bを含む汚泥の保管場所を基地内の位置関係がわかるように特定のうえ明らかにし、野積み保管か屋内保管かを含め、分屯基地内での保管方法の形態を明らかにされたい。

三 那覇防衛施設局長が、平成十五年十一月二十日、恩納村(志喜屋文康村長)に示した恩納村分屯基地内に設置予定の処理施設の基地内における位置を特定のうえ明らかにし、生活環境影響調査から処理済みに至るまでの現段階における処理計画(予定)、かかる処理工程をとる理由を含め明らかにされたい。

四 防衛施設庁が恩納分屯基地内に計画している処理施設の規模、構造、処理プラントのメー カー、処理プラントの構造、機能、処理方法等を明らかにされたい。

五 政府は、わが国においてP C Bを含む汚泥の処理技術は確立されているとの考え方、もし確立されているとの考え方であれば、その技術方法を明らかにされたい。

六 防衛施設庁は、米軍旧恩納通信所から発見されたP C Bを含む汚泥を恩納分屯基地内で保管立されているとの考え方であれば、その技術方法を明らかにされたい。

七 防衛施設庁のP C Bを含む汚泥の処理試験を行つたと説明しているが、いつ、どのような実証試験を行い、いかなる知見が得られたのか、実証試験を行つた主体(機関)、試験場所、試験の立会人、試験期間、試験に使用した試料、試験方法、試験で得たデータや資料内容等を含め明らかにされたい。

八 恩納分屯基地内に保管されるP C Bを含む汚泥を処理する予定施設(プラント)の一日稼動かどうか、処理水はどれ位の量が発生するか、処理施設から発生する処理灰、発生ガスの量並びにそれの処理方法等を明らかにされたい。

九 超臨界水酸化分解法に基づくP C Bを含む汚泥の処理施設から生ずる処理水にP C B、ダイオキシン類等は含有されないか、また、水銀、亜鉛、カドミウム、クロム類の重金属類は全く含有されないか明らかにされたい。

十 航空自衛隊恩納分屯基地内は下水道が完備されているかどうか明らかにされたい。

十一 防衛施設庁が恩納分屯基地内で予定しているP C Bを含む汚泥の処理によって発生する処理水は、分屯基地内に排出するのか、付近の海に排出するのか、住民が居住する地域に排出(たれ流し)される恐れはないか明らかにされたい。

十二 那覇防衛施設局が、過日、恩納村当局、恩納村議會議員、地域住民代表らと北海道室蘭市在の株式会社日本製鋼所の処理施設を見学しているが、同社の処理施設はP C Bを含む汚泥を処理しているのか、いかなる理由で同社の処理施設を見学先に選定したのかその理由を明らかにされたい。

十三 株式会社日本製鋼所見学に同行した人数と職業(地位)の内訳、見学メンバーの選任権者と選任基準、見学の全日程、見学費用のうち防衛施設庁が負担した費用項目とその金額と支払先、恩納村が負担した費用項目とその金額と支払先、個人として負担した費用項目とその金額と支払先の明細を明らかにされたい。

十四 株式会社日本製鋼所の見学に同行した那覇

し、それが恩納分屯基地内に保管しているP C Bを含む汚泥の処理に適している理由を明らかにされたい。

八 恩納分屯基地内に保管されているP C Bを含む汚泥を処理する予定施設(プラント)の一日稼動(時間稼動時)の処理能力、処理施設は連日稼動かどうか、処理水はどれ位の量が発生するか、処理施設から発生する処理灰、発生ガスの量並びにそれの処理方法等を明らかにされたい。

八 恩納分屯基地内に保管されるP C Bを含む汚泥を処理する予定施設(プラント)の一日稼動(時間稼動時)の処理能力、処理施設は連日稼動かどうか、処理水はどれ位の量が発生するか、処理施設から発生する処理灰、発生ガスの量並びにそれの処理方法等を明らかにされたい。

九 防衛施設局の職員名、職務上の地位及び予定されている処理プラント・メーカー社員などの同行の有無、同行したのであればその理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第三一号

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員照屋寛徳君提出航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているP C B汚泥の処理に関する質問に対する答弁書

一 及び二について  
現在、航空自衛隊恩納分屯基地(以下「恩納分屯基地」という)内で保管しているボリ塩化ビフェニル(以下「P C B」という)等を含む汚泥(以下「本件汚泥」という)の発見場所、重量等は、別表一のとおりである。

本件汚泥については、その性状にかんがみ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)に定める特別管理産業廃棄物保管基準に準じ、保管の場所から本件汚泥が飛散し、流出し、及び地下に浸透すること等のないよう、二重のビニール袋に密封し、更にこれをドラム缶に密封した上で、別図一及び別図二のとおり恩納分屯基地内に設置した一時保管施設の屋内において、適切に保管している。

三について  
那覇防衛施設局長が平成十五年十一月二十日付けの文書により恩納村長に示した恩納分屯基地内に設置する予定の本件汚泥の処理施設(以下「本件処理施設」という)の位置は、別図一のとおりである。

本件処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十号)以下「廃掃法」という。その他関係法令の規定に基づき、生活環境影響調査を行い、その結果を踏まえ、実施設計を行った上、沖縄県知事から産業廃棄物処理施設の設置許可を受けて設置工事を実施し、その後、本件処理施設を稼働させて本件汚泥の処理を行う予定である。

四及び八について  
本件処理施設に係る建物の規模及び構造については、建築面積約三百平方メートル、高さ約八・五メートルの鉄骨造二階建ての建物一棟であり、当該建物内に処理プラントを設置する計画である。

当該処理プラントについては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成四年厚生省告示第二百九十四号)以下「告示」という)に示した水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりP.C.B.を分解する方法の一つである超臨界水酸化分解法を採用することとしている。

当該処理プラントの具体的な構造、機能、処理能力等については、今後行う生活環境影響調査の結果を踏まえ決定することとしており、また、その製造メーカーについても今後決定することとしているが、超臨界水酸化分解法により本件汚泥を処理した場合に発生する水(以下「処理水」という)、ガス(以下「処理ガス」という)及び灰(以下「処理灰」という)の量について試算したところを申し上げると、この方法による処理プラントを二十四時間稼働させて一日当たり最大約三・五トンの本件汚泥を処理した場合、その際発生する処理水は最大約三・四トン、処理灰は最大約〇・一トン、処理ガスは最大約三千百立方メートルであり、また、本件汚泥のすべての処理が完了するまでに発生する処理水及び設備の冷却、清掃等に使用される水は

約五百トンになるものと見込んでいる。

発生する処理灰や処理ガスについては、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障がないことを確認し、更に万全を期するため、処理灰にあつてはキレート樹脂による固定処理を行つた上で処分することとし、処理ガスにあつては活性炭による有害物質の吸着装置を備えた排出設備から排出することとしている。

五について  
本年四月一日から施行される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第五号)以下「改正政令」という)においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二条の第四第五号ロに規定する「ボリ塩化ビフェニル汚染物」に、汚泥のうちP.C.B.が染み込んだもの(以下「P.C.B.汚泥」という)を新たに追加することとしている。これは、P.C.B.汚泥について、廃掃法その他の関係法令の規定に基づき、学識者による評価を踏まえて確立された処分の方法により適切な処理を行うため、法令上の整備を行つたものである。

P.C.B.汚泥の処分の方法としては、告示において示している高温及び高圧の状態で酸化反応により分解を行う水熱酸化分解方式、外気と遮断された高温の状態で還元反応により分解を行う還元熱化学分解方式等を適用することを予定しているところである。

六及び九について  
那覇防衛施設局においては、平成十四年度に、本件汚泥を安全かつ確実に処理する方法として超臨界水酸化分解法が適しているかどうかの確証を得るために実証試験を行い、その結果、この方法により本件汚泥を処理した場合、別表二及び別表三とのおり、処理ガス及び処理灰中の各種物質並びに処理水中のP.C.B.及びダイオキシン類については、いずれも基準値を下

りない旨の評価が得られたが、処理水中の水銀、亜鉛、カドミウム、クロム及び六価クロム(以下「重金属類」という)については、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)に定める許容限度を超える濃度で検出されたことが判明したところである。しかしながら、これら重金属類については、処理水に鉄粉を混ぜて攪拌し、鉄粉に吸着させて沈殿させることにより当該許容限度内の濃度にまで処理することが可能であることが確認されており、さらに、残存する重金属類をキレート樹脂に吸着させる方法を探れば、より万全な処理が図られるとの知見を得ていている。

これらのことから、本件処理施設に右に述べた方法を採用することにより、本件汚泥及び処理水を安全かつ確実に処理することは可能であると考えている。

前記実証試験は、オルガノ株式会社が、平成十四年八月から平成十五年三月までの間、同社の研究所において行つたものであり、防衛施設庁の職員は立ち会っていない。また、「試験に使用した試料、試験方法、試験で得たデータや資料内容等」の概要については、別表二及び別表三のとおりである。

七について  
超臨界水酸化分解法とは、液体と気体の特徴を併せ持つ超臨界水と空気のみを利用して、P.C.B.等の有機物を容易に分解し、処理水、処理ガス及び処理灰にする方法であると承知している。

この方法については、六及び九について述べた実証試験の結果、処理水につき他の方法を併用することによって本件汚泥を安全かつ確実に処理することが可能であるとの知見を得ており、本件汚泥の処理方法として適していると考へる。

恩納分屯基地においては、その所在する地方

公共団体が下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に定める公共下水道等を整備していないことから、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十号)第二条第一号に規定する浄化槽を用いて

汚水を処理しているところである。

十一について  
本件処理施設から発生する処理水及び設備の冷却、清掃等に使用された水の排出方法については、今後行う生活環境影響調査の結果を踏まえ決定することとしているが、現時点では、恩納分屯基地外を流れる河川に排出する考えである。これらについては、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障がないことを確認した上で排出することとしている。

十二から十四までについて  
御指摘の「北海道室蘭市在の株式会社日本製鋼所の処理施設」においてはP.C.B.汚泥の処理は行われていないが、当該施設は我が国で唯一、超臨界水酸化分解法によりP.C.B.を処理している施設であるとされていたことから、見学先として選定したものである。

お尋ねの見学に係る同行者の人数等は別表四のとおりであり、また、同表に掲げる同行者以外の者が同行した事実はない。

お尋ねの見学については、那覇防衛施設局が、恩納村からの要望を踏まえ、本件汚泥の早期処理を図る観点から、本件処理施設の設置に対する同村や地域住民の理解を深めていために必要であるとの考え方の下に実施したものであり、その参加者については同村において取りまとめ、決定されたものである。

また、那覇防衛施設局においては、これらの参加者につき、旅費として約百七十万円を旅行代理店に支払つたほか、見学に当たつての打合せ費用として約十四万円を飲食店に支払つた。

恩納村や個人が負担した費用、支払先等については承知していない。

## 官 報 (号 外)

平成十六年三月二十三日 衆議院会議録第十七号 議長の報告

別表一

## 本件汚泥の発見場所、重量等

発見場所	旧恩納通信所内にあった 汚水処理施設	恩納分屯基地	
		管理運用地区内にあった汚水処理施設	通信地区内にあった汚水処理施設
重量	約104トン	約206トン	約12トン
保管しているドラム缶の数	694本	1,046本	62本
P C Bが検出された年月日	平成8年3月5日	平成14年2月21日	平成14年2月21日

別表二

## 本件汚泥の超臨界水酸化分解法による処理に係る実証試験の結果概要

物質の種類	処理前汚泥 (単位: mg/l)		処理水 (単位: mg/l)		処理ガス (単位: mg/m <sup>3</sup> )		処理灰 (単位: mg/l)	
	分析値	基準値①	分析値	基準値①	分析値	基準値	分析値	基準値⑤
P C B	0.54~0.55	0.003	0.0005未満	0.003	0.000029~0.01未満	0.15③	—	—
水銀	0.84~0.96	0.005	0.005未満~0.01	0.005	0.05未満	0.05④	0.005未満	0.005
セレン	0.6	0.1	0.05未満~0.06	0.1	—	—	0.02	0.3
砒素	0.9	0.1	0.05未満	0.1	—	—	0.01未満	0.3
カドミウム	1.4~1.6	0.1	0.05~0.1	0.1	—	—	0.1	0.3
鉛	41~51	0.1	0.1未満	0.1	—	—	0.1未満	0.3
溶解性鉄	0.65~1.0	10	0.06~0.19	10	—	—	—	—
溶解性マンガン	0.16~0.20	10	0.23~0.49	10	—	—	—	—
亜鉛	400	5	5.3~8.3	5	—	—	—	—
銅	72~87	3	0.06~1.1	3	—	—	—	—
六価クロム	1未満	0.5	1.3~22	0.5	—	—	0.5未満	1.5
クロム	93~97	2	1.3~22	2	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	0.013~0.033 (pg/l)	10②	0.0043~0.042 (ng/l)	0.1②	—	—

- (備考) 1 実証試験に使用した試料は、本件汚泥のうち旧恩納通信所内で発見されたものを攪拌した上で採取したものの大半を占める液状物である。
- 2 実証試験は、バッチ式装置及び連続式装置により行った。
- 3 ①は、「排水基準を定める省令」に定める許容限度を示す。
- 4 ②は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)に定める許容限度を示す。
- 5 ③は、「P C B等を焼却処分する場合における排ガス中のP C Bの暫定排出許容限界について」(昭和47年12月22日付け環大規第141号)に定める許容限界を示す。
- 6 ④は、「作業環境評価基準」(昭和63年労働省告示第79号)に示した管理濃度を示す。
- 7 ⑤は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)に定める判定基準値を示す。

## 官 報 (号 外)

平成十六年三月二十三日

衆議院会議録第十七号

議長の報告

別表三

## 処理水中の重金属類の鉄粉による処理に係る試験の結果概要

(単位: mg/l)

重金属類の項目	模擬廃液	処理液	基準値
水銀	12	0.0007	0.005
セレン	4.1	0.01未満	0.1
砒素	83	0.01未満	0.1
カドミウム	130	0.09	0.1
鉛	120	0.1未満	0.1
溶解性鉄	0.03未満	0.03未満	10
溶解性マンガン	130	0.13	10
亜鉛	170	0.05未満	5
銅	270	0.05未満	3
六価クロム	170	0.05未満	0.5
クロム	170	0.05未満	2

- (備考) 1 模擬廃液とは、試験結果の確度を高めるために濃度を調整した廃液をいう。  
 2 処理液とは、鉄粉による模擬廃液の処理に伴い生成された水をいう。  
 3 基準値とは、「排水基準を定める省令」に定める許容限度をいう。

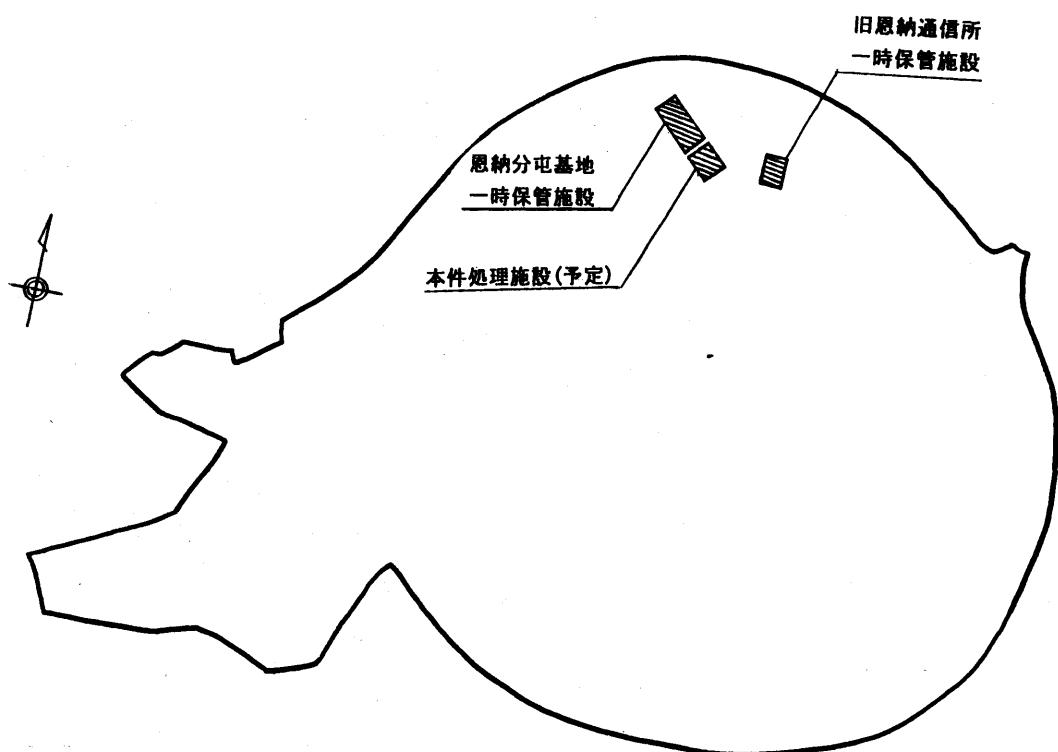
別表四

## 株式会社日本製鋼所のP.C.B処理施設への見学に係る同行者等

日 程	那覇防衛施設局からの同行者	航空自衛隊南西航空混成団からの同行者	恩納村からの参加者
平成15年12月2日から同月4日まで	大澤和久施設部長、安村宗英同部施設企画課環境対策室長、同課係員1名及び同部施設管理課係員1名(計4名)	1等空尉1名及び1等空曹1名(計2名)	助役、職員4名、村議會議員6名、村議会事務局長及び住民13名(計25名)
平成15年12月4日及び同月5日	大澤和久施設部長(1名)	—	村長及び村議會議長(計2名)

別図一

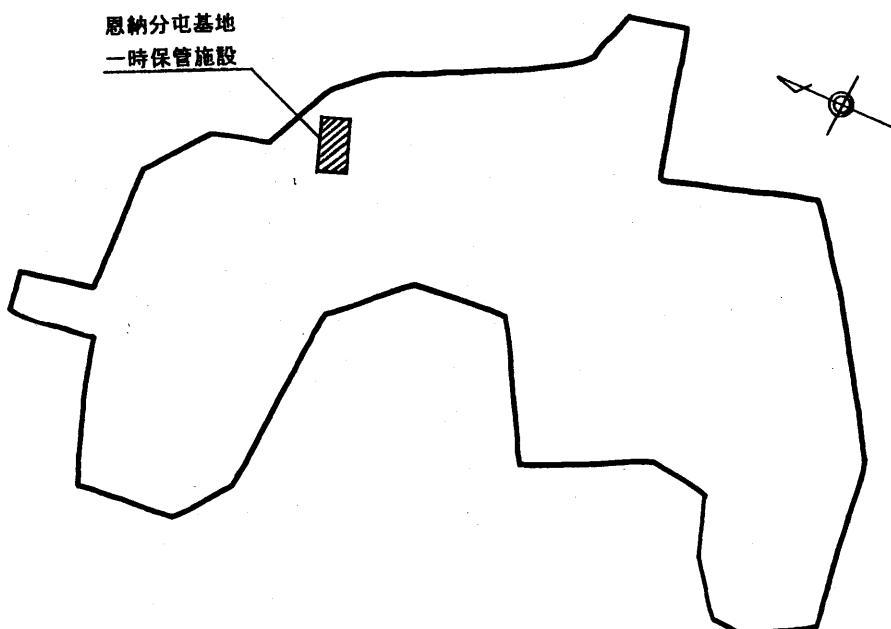
航空自衛隊恩納分屯基地（管理運用地区）



平成十六年三月二十三日 衆議院会議録第十七号 議長の報告

別図二

航空自衛隊恩納分屯基地（通信地区）



平成十六年三月十二日提出  
質問 第四〇号

有事法制関係法案等に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

有事法制関係法案等に関する質問主意書  
政府は、三月九日、有事関連七法案と関連三条約の承認案を閣議決定し、国会に提出した。これらの法案及び条約承認案に関し、以下質問する。

一 総論

(一) 武力攻撃事態等に対処するための予算手当は、迅速、かつ十分にできるのか。

(二) 総理や内閣に不測の事態が生じた場合の対応は、十分か。

(三) 国会の機能が不測の事態で停止した場合の対応は、どうなるのか。

(四) 対処措置、国民保護措置の適法性やこれらの措置に係る損失補填の公正性を担保する仕組みとして、どのようなものを考えているのか。迅速に対応できる仕組みが要請されるのではないか。

(五) 「緊急対処事態」に対処するための措置に関する基本法が必要ではないか。

(六) 表現の自由、取材の自由、報道の自由は、如何に守られているのか。

(七) 武力攻撃事態対処法に基づいて、指定公共機関に業務を行うことを強制することができるのか。業務を行わせるためには、少なくとも個別具体的な法律の規定が必要ではないか。

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に関して

(一) 「想定される武力攻撃事態の類型」とし

て、どのような類型を想定しているのか。

(二) 想定される指定(地方)公共機関毎に、その求められる業務の内容は、どのようになるのか。

(三) 医療関係者に対し、医療実施の指示を出すことができるとする根拠は、何か。医療関係者が、一般の国民とは違う特別の地位、権力関係等に立っていることが根拠となるのか。

(四) 業務の実施を指示し得る対象者の範囲を、どのように考えているか。対象者は、公共性のある業務を行っている者に限られるべきではないか。

(五) 避難住民の輸送、特定物資の売渡し、土地等の利用、医療の実施などに關し強制的な措置を探る理由としての「正当な理由がない」場合は、それぞれどのような場合か。また、具体的な場面において、その判断は、誰が、どのようにして行うのか。

(六) 強制的措置を探られた者の救済手段(不服申立て、審査請求、差止請求など)は、どのような仕組みの中で行われるのか。

(七) 救援に關し、内閣総理大臣が「自ら所要の救援を行う」ことが認められているが、具体的にはどのような救援をどのように行うことがあるのか。

(八) 法律に代わる「緊急政令」を制定する必要性が考えられる措置の内容としては、どのようなものが考えられるのか。

(九) 外国人に関する安否情報について、日赤に特別の義務を課している根拠及び理由は何か。

(十) 緊急輸送の確保のための交通規制、車両の移動指示が、地方公安委員会によつて行われるのはなぜか。緊急に対応できなくなるのはないか。

(十一) 国民保護措置に要する費用の支弁者は、ある「実施の責めに任する者」とは、具体的に誰か。例えば、指定(地方)公共機関も含まれるのか。

(十二) 「緊急対処事態」を認定する要素の一つである「武力攻撃の手段に準ずる手段」とは、具体的にどのような手段か。

(十三) 「緊急対処事態」と「周辺事態」とが併存する場合、「周辺事態」では認められない弾薬の提供が「武力攻撃予測事態」に対応するものであることを如何にして確保できるのか。

(十四) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案に關して

(十五) 「武力攻撃予測事態」と「周辺事態」とが併存する場合、「周辺事態」では認められない弾薬の提供が「武力攻撃予測事態」に対応するものであることを如何にして確保できるのか。

(十六) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案に關して

(十七) 「道路の利用に關する指針」の中で、一般的な道路利用者に対する規制は行い得るのか。行い得るとすると、その法的根拠はどうなるのか。

(十八) 自衛隊法の一部を改正する法律案に關して

米軍や自衛隊が武力行使を行つてゐる場合でもないのに、米軍に対する物品の提供の対象から武器(弾薬を含む)が除外される理由は、何か。

(十九) 日米物品役務相互提供協定の改正協定に關して

(二十) 改正の対象となつてゐる協定と日米安全保険条約との関係はどのようになつてゐるのか。

(二十一) 今回の改正協定(即ち、新第六条の規定)が無いと、それぞれペルシャ湾やイラクに派遣されている自衛隊と米軍との間で物品役務の提供ができないということか。

(二十二) ペルシャ湾やイラクに派遣されている自衛隊から、米軍に物品役務の提供を行つ場合、米軍は、この協定の改正がなければ、その提供を受けられないのか。

六 武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案に關して

外國軍用品とそれを輸送する船舶について、平時における規制措置はどのようになつてゐるのか。また、武力攻撃予測事態における規制措置は必要ないのか。

七 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案に關して

(一) 捕虜等が逃走した場合、捕虜等警備自衛官と警察官との関係はどうになるのか。監察官は再拘束等の権限を有しないのか。

(二) 捕虜資格認定等審査会のメンバーは、誰か。協力して対処することになるのか。監察官は再拘束等の権限を有しないのか。

(三) 捕虜は再拘束等の権限を有しないのか。監察官と警察官との関係はどうになるのか。監察官は再拘束等の権限を有しないのか。

(四) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案に關して

(五) 「道路の利用に關する指針」の中で、一般的な道路利用者に対する規制は行い得るのか。行い得るとすると、その法的根拠はどうなるのか。

(六) 自衛隊法の一部を改正する法律案に關して

米軍や自衛隊が武力行使を行つてゐる場合でもないのに、米軍に対する物品の提供の対象から武器(弾薬を含む)が除外される理由は、何か。

(七) 日米物品役務相互提供協定の改正協定に關して

(八) 改正の対象となつてゐる協定と日米安全保険条約との関係はどのようになつてゐるのか。

(九) 今回の改正協定(即ち、新第六条の規定)が無いと、それぞれペルシャ湾やイラクに派遣されている自衛隊と米軍との間で物品役務の提供ができないということか。

(十) ペルシャ湾やイラクに派遣されている自衛隊から、米軍に物品役務の提供を行つ場合、米軍は、この協定の改正がなければ、その提供を受けられないのか。

官 報 (号 外)

- (四) 武力攻撃事態等における米軍による日本国内の施設利用の根拠は、何か(地位協定第五条①、③か)。

(五) 自衛隊が米軍から物品役務の提供を受けうることのできる法的根拠は何か。

(六) 自衛隊と米軍との間の物品役務提供に關し、受け入れ及び提供に対する量的統制は、どのように行われるのか。また、事後チエックは、どのように行われるのか。

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書に関する

(一) 本議定書によつては、劣化ウラン弾の使用は制約されないのか。

(二) 國際刑事裁判所に参加すべきではないか。

(一) ジュネーヴ諸条約第2追加議定書について、どのように担保されるか。

(二) この議定書を批准することによつて、イラクに派遣されている自衛隊にも適用されることになるのか。

(二) その他に關して

(一) 非核三原則は、武力攻撃事態等において、どのように担保されるか。

(二) 北朝鮮の軍事力は、我が国にとって、どの程度脅威なのか。また、その他の我が国周辺諸国の軍事的脅威について、どのように考えているのか。

(三) (指定公共機關として)民間航空、民間輸送船が武器・弾薬輸送の協力を求められる可能性はあるのか。あり得るとすると、どのような法的根拠に基づいて協力が求められるのか。また、その場合の安全性の確保についてはどのように考えているのか。

右質問する。

內閣衆質一五九第四〇号

最も先順位の者一人が臨時代理となる。

る所要の規定を設けていたことであつて、公平

(四) 武力攻撃事態等における米軍による日本国内の施設利用の根拠は、何か(地位協定第五条①、③か)。

(五) 自衛隊が米軍から物品役務の提供を受けることのできる法的根拠は何か。

衆議院議員平岡秀夫君提出有事法制関係法案等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平岡秀夫君提出有事法案等に関する質問に対する答弁書

の(二)について

て、事態対処法その他法律の規定に基づき国会の関与が定められているときは、政府としては、国会の機能が回復し次第、直ちに対処基本方針（事態対処法第九条第一項の対処基本方針をいう。）について国会の承認を求めるなど、適切な対応を図つてまいりたい。

(一) 本議定書によつては、劣化ウラン弾の使用は制約されよいのか。

## (二) 国際刑事裁判所に参加すべきではない

十一 ジュネーヴ諸条約第2追加議定書に関して  
この議定書を批准することによつて、イラク  
に派遣されている自衛隊にも適用されることに  
なるのか。

(一) 非核三原則は、武力攻撃事態等において、どのように担保されるか。

(二) 北朝鮮の軍事力は、我が国にとって、どう

の(1)について  
の必要が生じた場合には、正力攻守事前等への  
対処にいささかも支障が生ずることのないよ  
う、適切に措置する考え方である。

御指摘の対処措置(事態対処法第二条第七号の対処措置をいう。以下同じ。)その他の措置の実施においては、行政事件訴訟法及び国家賠償法が適用され、行政不服審査法も、例外的に不服申立てができると法律上規定されている場合を除き、適用されることとなる。これらの法律の規定により、対処措置その他の措置の適法性

体及び財産の保護等に万全を期することができるものと考えている。

(三) (指定公共機関として) 民間航空、民間輸  
周辺諸国の軍事的脅威について、どのように  
に考えているのか。

(二) (指定公共機関として) 民間航空、民間輸送船が武器・弾薬輸送の協力を求められる可能性はあるのか。あり得るとすると、どのような法的根拠に基づいて協力が求められるのか。また、その場合の安全性の確保についてはどのように考えているのか。

右質問する。

現をはじめ第三回作業研究会で行な  
に備えており、万一の場合には、五人のうちで

いて地方公共団体等が受けた損失の補てんに係

護措置を実施するに当たつては、日本国憲法の

保障する国民の自由と権利が尊重されなければならぬとした上で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであつても、その制限は当該国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであつてはならない旨を規定している。また、国民保護法案第七条第二項において、国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない旨を規定している。なお、同項の規定は、国民保護法案第八十三条において、緊急対処保護措置について準用されている。

このように、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においても、思想及び良心の自由、表現の自由その他の国民の基本的人権が最大限尊重されるのは当然のことである。

一の(七)について

事態対処法第六条は、指定公共機関全体に通ずる一般的な責務を定めたものであり、特定の措置の実施について具体的な義務を課すものではなく、当該措置の実施が強制されることはない。

他方、事態対処法第六条の規定を踏まえ、国民保護法案においては、指定公共機関が実施すべき国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置の内容についての所要の規定(第五十条、第五十七条、第一百一条、第八十三条等)を設けており、これらの規定により、指定公共機関は、当該国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置を実施する法律上の義務を負うこととなる。

二の(一)について

国民保護法案第三十二条第二項第二号の規定に基づいて基本指針(同条第一項の基本指針をいう。以下同じ。)に定める「武力攻撃事態の想定」としては、現時点においては、航空機や船舶により地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃等を想定しているが、具体的には、今後、基本指針の策定期階で検討することとしている。

二の(二)について

国民保護法案の規定により指定公共機関及び指定地方公共機関が実施すべき国民の保護のための措置は、国民保護法案第一百二十七条第一項及び第四項に規定する被災情報の報告等の指定公共機関及び指定地方公共機関が共通に実施すべきものを除き、次に掲げるとおりである。なお、次に掲げる国民の保護のための措置に係る国民保護法案の規定については、第五号に掲げる国民の保護のための措置に係る国民保護法案第一百三十三条の規定を除き、国民保護法案第八十三条において、緊急対処保護措置について

対する協力(第七十八条)並びに通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置(第一百三十五条第二項)

五 日本銀行による銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資するため必要な措置(第一百三十三条)

六 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置(第一百三十四条第一項)

七 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定地方公共機関による水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置(第一百三十四条第二項)

八 日本郵政公社並びに一般信書便事業者である

方公共機関による避難住民の運送(第七十一条)、緊急物資の運送(第七十九条)並びに旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置(第一百三十五条第一項)

三 日本赤十字社による都道府県知事が行う救援への協力(第七十七条第一項)、救援に関する地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(同条第二項)並びに外国人に関する安否情報の収集整理及び回答(第九十六条第一項)

四 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時設置についての都道府県知事が行う救援に対する協力(第七十八条)並びに通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な措置(第一百三十八条)

二の(三)について

国民保護法案第八十五条第一項及び第二項は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療を確保することが国民の生命又は身体を保護する観点から極めて重要であることにかんがみ、医師等の医療関係者に対し、都道府県知事が、医療の提供を行うため必要があると認めるときは医療を行うよう要請し、及び当該医療関係者が正当な理由がないのに当該要請に応じない等の要件に該当するときに限り医療を行うべきことを指示することができるとしている。

医師等の医療関係者は、医師については医師法(昭和二十三年法律第二百一号)がその第十七条において医師でなければ医業を行うことができない旨のいわゆる業務独占の規定を設けていき等の点で一般の国民とは異なる社会的な役割

を担うべきことが期待されており、大規模な武力攻撃災害が発生した場合においては、一定の社会的な責任を負うことが適当であると考えている。

#### 二の(四)について

指定公共機関及び指定地方公共機関である民間関係者に対する指示については、国民保護法

第三条第一項(国民保護法案第七十九条)

第二項において準用する場合を含む。の規定により内閣総理大臣が行う運送事業者である指定

公共機関に対する指示及び国民保護法案第七十

三条第二項(国民保護法案第七十九条第二項に

おいて準用する場合を含む。の規定により都道

府県知事が行う運送事業者である指定地方公共

機関に対する指示のみとしている。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関以

外の民間関係者に対する指示については、国民

保護法案第八十五条第二項の規定により都道府

県知事が行う医師等の医療関係者に対する指示

のみとしている。

このように、民間事業者その他の民間関係者に対する指示については、国民保護法案においては、極めて限定的なものとしているところである。

#### 二の(五)について

国民保護法案第七十二条第一項、第八十二条第一

項、第八十二条第二項又は第八十五条第二

項に規定する「正当な理由」とは、それぞれ国民

保護法案第七十二条第一項、第八十二条第一

項、第八十二条第二項又は第八十五条第一項の

規定による求め、要請、同意の求め又は要請(以下「求め等」という。)に応ずることが極めて

困難な客観的事情がある場合に限られるものと考へており、具体的な例を挙げると、次のとおりである。なお、求め等を拒否することができない正当な理由については、求め等を受けた者の事情のみではなく、それぞれの措置の必要性等諸般の事情を考慮し、第一義的には当該求め等を行う者によつて客観的かつ総合的に判断されるべきものである。

一 運送の求めについては、当該求めがあつた

運送に適する車両の故障等により当該運送を行ふことができない場合又は当該運送の求め

をした地方公共団体の長以外の地方公共団体

の長から既に運送を求められている場合

二 特定物資の売渡しの要請については、被災

により当該特定物資が使用に耐えなくなつて

いる場合又は売渡しの対象となる当該特定物

資が既に他の都道府県知事による収用の対象

となつてゐる場合

三 家屋の使用についての同意の求めについて

は、当該家屋が老朽化等により使用に適さない場合又は当該家屋において他の避難住民等

が既に収容され、当該家屋の収容の容量に達している場合

四 医療の実施の要請については、当該医療関

係者が自らの負傷等により医療に従事するこ

とができる場合又は当該医療関係者が一刻

を争う他の患者の治療に専念しなければなら

ない場合

二の(六)について

国民の自由と権利に制限が加えられる場合の

教済措置としては、行政上の不服申立て、行政

訴訟及び国家賠償に関する一般的法制度として

行政不服審査法、行政事件訴訟法及び国家賠償法があり、武力攻撃事態等における国民の保護

のための措置の実施においても、これらの法律が適用されることとなる。

なお、国民保護法案第六条においては、国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置に關し、国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない旨の規定を設けているところである。

二の(七)について

国民保護法案第八十八条第二項の規定により内閣総理大臣が自ら所要の救援を行うことができる措置としては、国民保護法案第七十六条第一項の規定の例により市町村長に救援の実施に関する事務の一部を行わせることとする。

二の(八)について

国民保護法案第七十七条第三項の規定の例により日本赤十字社に救援の実施に関し必要な事項を委託すること等を考えている。

二の(九)について

今国会に提出している千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。)は、その第三十三条において、敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者(以下「行方不明者」という。)の捜索を紛争当事者に義務付けるとともに、同条3において、行方不明者に関する情報は直接に紛争当事者間で伝達するほか、各国の赤十字社等を通じて伝達することを規定している。また、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第二十七条第一項第一号

は、赤十字に関する諸条約に基づく業務に従事することを日本赤十字社の業務として規定していることから、同社は、行方不明者に関する情

ることを想定している。

また、国民保護法案第二百三十条は、著しく大規模な武力攻撃災害が発生し、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決

定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときに備えて設けている規定であるが、著しく大規模な武力攻撃災害の発生により国民経済に大きな混乱が生じている場合等においては、同条の規定に基づき、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長に関する政令を制定することを想定している。

二の(九)について

今国会に提出している千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。)は、その第三十三条において、敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者(以下「行方不明者」という。)の捜索を紛争当事者に義務付けるとともに、同条3において、行方不明者に関する情報は直接に紛争当事者間で伝達するほか、各国の赤十字社等を通じて伝達することを規定している。また、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第二十七条第一項第一号

は、赤十字に関する諸条約に基づく業務に従事することを日本赤十字社の業務として規定していることから、同社は、行方不明者に関する情

報の伝達を業務として行うことができる。

国民保護法第十九条第一項の規定は、これらの規定を踏まえて、行方不明者の捜索を求められた場合には日本赤十字社が当該行方不明者に関する安否情報を回答しなければならないこととし、あわせて、同社が外国人一般に関する安否情報についての照会に對しても回答しなければならない旨を規定したものである。

## 二の(十)について

国民の保護のための措置に係る交通の規制については、国民保護法第百五十五条第一項の規定に基づき、それぞれの地域における道路及び交通の状況を詳細に把握した上でこれを的確かつ迅速に実施するための組織及び能力を有する都道府県公安委員会が実施することとしている。この場合において、同条第二項において準用する灾害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条の四の規定に基づき、国家公安委員会は国民の保護のための措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは関係都道府県公安委員会に対し通行禁止等に関する事項について指示することができる。緊急時における交通の規制が全国的に整合性をもつて行われることを確保することとしている。なお、車両その他の物件の移動等については、交通の規制の現場における措置であることから、現場の警察官が命ずることができることとしている。

## 二の(十一)について

国民保護法第百六十四条の「実施について責任を有する者」とは、その所掌事務又は業務に関し、国民の保護のための措置のほか、国民

の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画の作成、国民の保護のための措置についての訓練の実施等の国民保護法の規定に基づくその他の措置を実施すべき者として国民保護法に規定されている指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関をいう。

## 二の(十二)について

お尋ねの「武力攻撃の手段に準ずる手段」としては、著しい破壊力を有する爆弾の使用等の武力攻撃(事態対処法第二条第一号の武力攻撃をいう。以下同じ。)において通常用いられる攻撃の手段又は生物剤、化学剤の散布等の武力攻撃において通常用いられる攻撃の手段に準ずる攻撃の手段を考へている。なお、緊急対処事態の認定については、用いられた攻撃の手段の様様のみならず、被害の発生状況、国家として緊急に對処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することの必要性等を総合的に勘案した上で判断されることとなる。

## 三について

武力攻撃予測事態(事態対処法第二条第三号の武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)と周辺事態(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号第一条の周辺事態をいう。以下同じ。))とは、それぞれ別個の法律上の判断に基づくものであり、状況によつては、両者が併存することはあり得る。

その場合であつても、今国会に提出している武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法

律案(以下「米軍行動関連措置法案」という。)に基づいて我が国が弾薬の提供を行なうことができる対象は、米軍行動関連措置法案第二条第五号に規定する「日米安保条約に従つて武力攻撃を実施するために必要な準備のための」行動を実施しているアーリカ合衆国軍隊に限られる。

また、日本國の自衛隊とアーリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本國政府とアーリカ合衆国政府との間の協定(平成八年條約第四号。以下「日米物品役務相互提供協定」という。)を改正するため今国会に提出している日本國の自衛隊とアーリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本國政府とアーリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定による改正後の日米物品役務相互提供協定(以下「改正された協定」という。)に基づいてアーリカ合衆国軍隊が弾薬を受領し、また、使用し得るのは、「武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して・・・日本國に対する武力攻撃を排除するために必要な」行動のために必要な場合に限られる。

加えて、日米防衛協力のための指針に示されているとおり、周辺事態が予想される場合及び日本に対する武力攻撃が差し迫つてゐる場合には、日米間の調整メカニズムの運用が早期に開始されることとなり、アーリカ合衆国政府から我が国政府に対しても改正された協定に基づいて弾薬の提供の要請があつた場合にも、必要に応じ、当該要請に関する適切な調整が行われることとなる。

## 四の(一)について

港湾施設、飛行場施設又は道路の利用に際し優先すべき対処措置等の内容については、対策

いて我が国が提供する弾薬が、我が国に対する武力攻撃を排除するために必要なアーリカ合衆国軍隊の行動のために使用されるものであることが確保されるものと考えている。

## 四の(二)について

今国会に提出している武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(以下「特定公共施設利用法案」という。)第十二条第一項の道路の利用指針(以下「道路の利用指針」という。)は、対策本部長(事態対処法第十二条第一項の対策本部長をいう。以下同じ。)が、その権限として行う事態対処法第十四条第一項に規定する総合調整の一環として定めるものであり、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、特定公共施設利用法案第五条の規定により、対処措置等(特定公共施設利用法案第二条第二項の対処措置等をいう。以下同じ。)を実施するに際し、道路の利用指針を踏まえ、適切にこれを利用し、又は利用させる責務を負うこととなるが、当該総合調整の対象ではない一般の道路利用者に対する道路の利用指針に基づき、直接何らかの規制が行われるわけではない。

なお、武力攻撃事態等における交通の規制については、道路の利用指針を踏まえ、都道府県公安委員会が、道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第四条、国民保護法(昭和三十五年法律第二百五号)第四条、国民保護法(昭和三十五年法律第二百五号)第四条、国民保護法(昭和三十五年法律第二百五号)第四条等の規定に基づき、必要に応じ、実施することとなる。

## 四の(二)について

港湾施設、飛行場施設又は道路の利用に際し優先すべき対処措置等の内容については、対策

本部長が、その時々の状況を総合的に勘案し、適切に判断した上で、これらの利用に関する指針をそれぞれ定め、又は適時にその見直しを行うこととしており、優先すべき対処措置等の内容をあらかじめ確定することは、困難である。

### 五の(一)について

今国会に提出している国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(以下「国際人道法違反処罰法案」という。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)等と相まって、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を図るために、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約(昭和二十八年条約第二十三号から第二十六号までをいう。)及び今国会に提出している第一追加定書(以下「ジュネーヴ諸条約等」という。)に規定する「重大な違反行為」に対する罰則を整備するものである。

ジュネーヴ諸条約等は、「重大な違反行為」について処罰される者の範囲を限定しておらず、国際人道法違反処罰法案においても、その範囲を限定していない。

他方、お尋ねの元首を含む国際法上一定の特権及び免除を享受する者の取扱いについては、関係する国際法に従つて、それぞれの事案ごとに個別具体的に判断されることになる。

### 五の(二)について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第二百五十条は、公訴時効の期間について、长期十年未満の懲役に当たる罪については五年、長期五年未満の懲役に当たる罪については三年と規定しているところ、国際人道法違反処罰法

案に規定する各罪についても、同条の公訴時効の規定が適用される。

したがつて、国際人道法違反処罰法案第六条に規定する文民の出国等を妨げる罪の公訴時効の期間は三年、国際人道法違反処罰法案に規定するそれ以外の罪の公訴時効の期間は五年である。

### 六について

今国会に提出している武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(以下「海上輸送規制法案」という。)の規定による外国軍用品の海上輸送を規制する措置は、自衛隊の行使に伴い実施するものであり、海上輸送規制法案第二条第二号に規定する外國軍用品についても、武力攻撃事態において我が国に対する外部からの武力攻撃を行つてゐる外國軍隊等が所在する一定の地域を仕向地とする物品として定義しているところであり、武力攻撃事態以外の場合について、このような物品の海上輸送を規制する措置を講ずることは困難であると考える。

### 七の(一)について

お尋ねの捕虜等が逃走した場合における今国会に提出している武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(以下「捕虜取扱い法案」という。)第六章第三節に定める逃走捕虜等の再拘束等の権限は、捕虜等警備自衛官に付与されたものであり、警察官はこれらの権限を有しないが、捕虜等警備自衛官は、逃走捕虜等の再拘束について、捕虜取扱い法案第二項の規定により、警察機関を含む公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができ

る。また、捕虜等警備自衛官がこれらの権限を行使するに当たつては、警察機関は、捕虜取扱い法案第一百八十二条に規定するとおり、捕虜等警備自衛官と相互に緊密に連絡し、及び協力することとなる。

### 七の(二)について

捕虜資格認定等審査会の委員については、捕虜取扱い法案第九十五条の規定に基づき、防衛府長官が、人格が高潔であつて、安全保障に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、任命することとしている。

今国会に提出している自衛隊法の一部を改正する法律案の規定による改正後の自衛隊法第二百条の第十項第一号から第四号までに規定する合衆国軍隊に対する物品及び役務の提供については、日米間の協議を通じ、当該合衆国軍隊が武器(弾薬を含む。)の提供を受けることを必要としないと判断されたことによるものである。

### 八について

今国会に提出している自衛隊法の一部を改正する法律案の規定による改正後の自衛隊法第二百条の第十項第一号から第四号までに規定する合衆国軍隊に対する物品及び役務の提供については、日米間の協議を通じ、当該合衆国軍隊が武器(弾薬を含む。)の提供を受けることを必要としないと判断されたことによるものである。

日米物品役務相互提供協定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)を実施するために日米安保条約上締結が要請されているものではないが、日米品役務相互提供協定は、その前文においても言及されているとおり、日米安保条約の円滑なかつ効果的な運用に寄与するものである。

### 九の(一)について

改正された協定は、それ自体が自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊への物品又は役務の提供の権限を付与するものではなく、自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の権限は、我が国の関連の法律により付与されるものである。したがつて、平成十三年九月十日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合議見を有し、かつ、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第二百三十七号)に基づく対応措置を実施する自衛隊は、改正された協定第六条の規定の有無にかかわらず、これらの法律の定めるところにより、アメリカ合衆国軍隊に対し、譲与等の形で物品又は役務を提供することは可能である。ただし、改正された協定第六条の規定がない場合には、アメリカ合衆国軍隊に対し、譲与等の形で物品又は役務を提供することは不可能である。ただし、改正された協定第六条の規定がない場合には、これらの法律に基づく対応措置を実施する自衛隊は、改正された協定第七条に定める手続等による物品又は役務の提供を行うことはできない。

他方、アメリカ合衆国軍隊については、改正された協定に物品又は役務の提供を認める規定がない場合には、他に物品又は役務の提供を認めるアメリカ合衆国の国内法の規定がある場合を除き、自衛隊に対し物品又は役務を提供することはできないと承知している。

九の(二)について

仮に日米物品役務相互提供協定の改正が行われないとしても、お尋ねのような場合において、

アメリカ合衆国軍隊は、アメリカ合衆国の自衛隊により提供される物品又は役務を受領することができる承知している。

九の(四)について

改正された協定第五条2にいう「施設の利用」

とは、自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が、自らの施設を他方の要請に基づき一時的な利用に供することを指している。改正された協定第五条

を含め、改正された協定に基づく自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供は、我が国の関連の法律に従つて行われるものであり、武力攻撃事態等において、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対し改正された協定に基づく「施設の利用」を提供し得る根拠は、米軍行動関連措置法案第十条である。

他方、武力攻撃事態等においては、必要に応じ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第二条の規定に基づき、施設及び区域としてアメリカ合衆国軍隊に土地等が提供されることも想定される。

なお、御指摘の日米地位協定第五条1及び3は、アメリカ合衆国によって、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に公的目的で運航される船舶及び航空機の我が国の港及び飛行場への出入りについて定めたものであ

り、お尋ねの件とは直接の関係はないものと考える。

九の(五)について

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第五条第十三号の「所掌事務に係る装備品、

船舶、航空機及び食糧その他の需品の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること」である。

九の(六)について

日米物品役務相互提供協定及び改正された協定に基づく物品及び役務の提供に係る要請、提

供、受領及び決済並びに実施結果の報告については、日米物品役務相互提供の実施に関する訓令(平成八年防衛庁訓令第五十一号)等の定めるところにより、適切な管理が行われる。

十の(一)について

武力紛争における戦闘の方法及び手段については、国際法上一定の制限が課されており、今国会に提出している第一追加議定書においても、戦闘の方法及び手段の制限について規定されているが、第一追加議定書の規定は、お尋ねの劣化ウラン弾の使用を含め特定の種類の兵器の使用について規律するものではないと解されている。

十の(二)について

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結につけては、政府としては、現在、同規程の内容や各国における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性等について検討を行っているところである。

今国会に提出している千九百四十九年八月十日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争

の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)(以下「第二追加議定書」という。)については、

イラクは、現在、その締約国ではなく、第二追加議定書は、イラクにおいては適用される余地はないと考える。

十二の(一)について

従来から申し上げているとおり、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという我が国の非核三原則については、武力攻撃事態等においてもこれを堅持する考え方である。

十二の(二)について

お尋ねの北朝鮮に係るものを含め、我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や

平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が国際社会の差し迫った課題となつており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によつて、万全を期す必要があると考えている。

十二の(三)について

運送事業者が指定公共機関として行う対処措置については、国民保護法第七十一条、第七十九条及び第一百三十五条第一項において所要の規定が設けられているが、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする国民保護法を根拠として、武器又は弾薬の輸送を行うことはない。したがつて、運送事業

者である当該指定公共機関が、国民の保護のための措置として、当該武器又は弾薬の輸送について協力を求められることはない。

(答弁通知書受領)

一、去る十九日、内閣から、衆議院議員若井康彦君提出公団住宅の家賃に関する質問に対しても、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年四月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十九日、内閣から、衆議院議員田島一成君提出公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問に対しても、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年四月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十九日、内閣から、衆議院議員長妻昭君君提出年金掛け金の流用に関する再質問に対しても、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎



官報 (号外)

5 施行期日その他

(一) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行ふこととする。

二 議案の可決理由

本案は、被災者の居住の安定の確保等による自立した生活の開始を支援するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十六年度一般会計予算に三億円が計上されている。

右報告する。

平成十六年三月十八日

提出者

灾害対策特別委員長 堀込 征雄  
衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

賛成者  
安住 淳外百七十一名

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期するべきである。

一 被災者の自立した生活の開始を支援するという法の趣旨にかんがみ、支援金の支給に当たつては、概算払い制度の活用等、被災世帯が円滑

かつ速やかに支給を受けられるよう、可能な限り運用上配慮するものとすること。

一 支援制度の運用に当たつては、生活再建のための二一ノズは被災世帯により多様であることを考慮し、書類の簡略化等申請手続の簡素化を図る等、弾力的な運用を図るよう努めること。

一大規模地震から国民の生命、財産を守るために、災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化を促進するとともに、住宅の耐震化に関する意識啓発を行い、個人住宅の耐震化の普及促進を図ること。

一 阪神・淡路大震災のような大災害が発生した場合は、阪神・淡路大震災における支援措置を参考として、必要な措置を検討すること。

一 居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十六年三月十二日

提出者

城島 正光 金田 誠一  
古川 元久 三井 辨雄

安住 淳外百七十一名

和則 山井

賛成者

城島 正光 金田 誠一  
古川 元久 三井 辨雄

安住 淳外百七十一名

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案

右の議案を提出する。

（目的）

第一条 この法律は、現下の社会経済情勢にかん

がみ、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十五年の年平均の物価指數の比率を基準として平成十六年度における国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による年金の額等の改定を行うこととする一方、年金制度の抜本的な改革において高齢者等の生活の安定を図る観点から一定の最低保障額の年金の支給を保障する制度を創設すべきであることにかんがみ、平成十六年度における年金受給額が基準額を下回る者について、当該改定後の年金の額によらず平成十五年度の年金の額の算定の例によることとし、もつて高齢者等の生活の安定と抜本的に改革された年金制度の円滑な導入に資することを目的とする。

（定義） 第二条 この法律において「基準額」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 国民年金法による老齢基礎年金の支給を受ける者 保険料納付済期間（同法第五条第二項の保険料納付済期間をいう。）の月数が四百八十である者の平成十六年度における一月当たりの老齢基礎年金の額

二 国民年金法による寡婦年金の支給を受ける者 前号の額の四分の三に相当する額

（三）国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた同法第一条による改正前の国民年金法による老齢年金の支給を受ける者その他の政

令で定める年金の支給を受ける者 前二号に定めるところに準じて政令で定める額

2 この法律において「年金受給額」とは、一の者に係る一ヶ月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。以下「国民年金給付」という。）の額、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）による年金たる保険給付の額、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額、平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の額、平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の額、國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）による年金である給付の額、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）

(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額、私立学校教職員共済法八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月一日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金

(平成十六年度における国民年金法による年金額の合計額をいう。)の額その他政令で定める年金の給付の額等の改定の特例)

第三条 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額、私立学校教職員共済法第四十条の二の規定により昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金	（平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例）			
国民年金給付の額	国民年金法第十六条の二	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条	昭和六十一年国民年金等改正法附則第十七条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十一年国民年金等改正法附則第十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十一年厚生農林統合法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額	平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額	平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項において準用する厚生年金保険法第三十四条
平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条			

		平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金
	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二	児童扶養手当法第五条の二
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
二	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百七十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
	国家公務員共済組合法による年金の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二	国家公務員共済組合法第七十二条の二
	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
	地方公務員等共済組合法による年金である給付の額	地方公務員等共済組合法第七十四条の二	地方公務員等共済組合法第七十四条の二

昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条第一項
私立学校教職員共済法による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月一日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く)の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。(平成十六年度の年金受給額が基準額未満の者に関する特例)	前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。
第四条 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の年金の額の算定の例により算定した平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の年金受給額(以下「平成十五年度相当年金受給額」という。)がその月分の基準額以下である者の月分の年金受給額がその月分の平成十	第五条 第三条の規定による改定後年の年金の額にかかる者のその月分の国民年金給付の額については、同条の規定による改定後の額によらず、当該改定後の額にその月分の基準額と年金受給額との差額を加算した額とする。(政令への委任)
官	官
第五条 第三条の規定による改定後の年金の額によるものとして算定した平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の年金の額の算定の例による。	第五条 第三条の規定による改定後の年金の額によるものとして算定した平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の年金の額の算定の例による。
第六条 この法律に定めるもののほか、前条の者のうち国民年金給付を受けない者に対する特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。	第六条 この法律に定めるもののほか、前条の者のうち国民年金給付を受けない者に対する特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則	附 則
現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年の現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年の	現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年の
理由	理由
平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書	平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書
平成十六年三月二十二日 衆議院会議録第十七号	平成十六年三月二十二日 衆議院会議録第十七号

平成十六年三月二十三日 衆議院会議録第十七号 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改正の特例に関する法律案及び同報告書

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改正の特例に関する法律 平成十六年四月から平成十七年三月までの月 分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用	し、準用し、又はその例による場合を含む。)に かかわらず、平成十三年の年平均の物価指数 (総務省において作成する全国消費者物価指数 をいう。以下同じ。)に対する平成十五年の年平 均の物価指数の比率を基準として改定する。
国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年 金たる給付(付加年金を除く。)の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律 第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」とい う。)附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の 額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三 十二条第三項において準用する国民年 金法第十六条の二
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による 年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に 規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七 十八条第三項において準用する厚生年 金保険法第三十四条
昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に 規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第八 十七条第四項において準用する厚生年 金保険法第三十四条
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号。以下「平 成十三年厚生農林統合法」という。)附則第十六条第一 項及び第二項に規定する年金である給付の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一 項に規定する特例障害農林年金の額
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一 項に規定する特例遺族農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十 五条第二項において準用する厚生年金 保険法第三十四条
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)に よる児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の一

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九 年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第十六条において準用する児童扶 養手当法第五条の一
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第二十六条の五において準用する同 法第十六条において準用する児童扶 養手当法第五条の二
昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七条第一 項の規定による福祉手当の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第九 十七条第二項において準用する児童扶 養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年 法律第二十号)による医療特別手当、特別手当、原 子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律第二十九条
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八 号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二 手当法第五条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭 和六十一年法律第二百五号。以下「昭和六十一年国家公務員 共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する 旧共済法による年金の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二 手当法第五条の二
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十 二号)による年金である給付の額	昭和六十一年国家公務員共済改正法附則 第五十条第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十 二号)による年金である給付の額	昭和六十一年国家公務員共済改正法附則 第五十条第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭 和六十一年法律第二百八号。以下「昭和六十一年地方公務員 共済改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定す る旧共済法による年金である給付の額	昭和六十一年地方公務員共済改正法附則 第五十条第一項及び第二項
私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十 五号)による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条にお いて準用する国家公務員共済組合法第 七十二条の二

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月一日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の額

前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

## 附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

## 理 由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十六年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十六年度の公的年金及び各種手当の額について、平成十五年の消費者物価指数が平成十年に比べ二・九%の下落となつたことから、これに応じた減額改定を行うべきところ、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十六年度における特例措置として、平成十五年の消費者物価の下落分であるマイナス〇・三%を基準として改

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

右  
国会に提出する。  
平成十六年二月六日

## 警察法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 小泉純一郎

警察法の一部を改正する法律

平成十六年二月六日

第一条 警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「警察通信」の下に「情報技術の解説」を加え、同条第二項第四号ハ中「人質による強要」の下に「爆発物の所持」を加え、同項第六号を次のように改める。

第六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他との事案(以下「広域組織犯罪等」といいう。)に対処するための警察の態勢に関すること。

イ 全国の大範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害しえ又は害するおそれのある事案

ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害しえ又は害するおそれのある事案

シ 同号を同項第二十三号とし、同項中第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び磁気的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の解説その他情報技術の解析に關すること。

八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号に

七号の次に次の一号を加える。

八 國際刑事警察機構、外国の警察行政機関との連絡に関すること。

第十二条の二第一項中「第五条第二項第二十号」を「第五条第二項第二十三号」に改める。

第十九条第二項を次のように改める。  
一号を「第五条第二項第二十三号」に改める。

第二十二条第一項第十九号を次のように改めること。

第二十一条第一項第十九号を次のように改めること。

第二十二条第一項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、同項第二十号を削る。

第二十三条规定の三号を加える。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

六 組織犯罪の取締りに関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。

七 國際捜査共助に関すること。

第二十三条第二項を次のように改める。

第二十四条第一項中第二十二号を第二十四号とし、同項第二十一号中「達成」を「遂行する」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第七号までに掲げる事務をつかさどること。

三 國際的な犯罪捜査に関すること。

二 國際刑事警察機構との連絡に関すること。

第一二十四条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 警護に関すること。

四 警備実施に関すること。

第二十四条に次の二号を加える。

二 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外





事 業 収 支 差 金	減 債 務 特 別 備 支 費	65,878,000 16,256,084 6,067,000 4,000,000	773,000 734,000 39,000 124,000
事業収支差金の内訳			

(単位 千円)

資 本 支 出 充 当	7,118,000
資本支出充当7億1,800万円については、債務償還のために使用する。	

(単位 千円)

資 本 収 入	項 金	92,918,000
事 業 収 支 差 金 受 入	7,118,000	
事 業 減 債 償 却 資 金 受 入	65,878,000	
放 送 債 券 債 違 積 立 資 産 戻 入	2,714,000	
長 期 借 入 金	6,000,000	
資 本 支 出	11,208,000	
建 設 放 送 債 券 債 違 積 立 資 産 繼 入	92,918,000	
費 用 放 送 債 券 債 還 金	79,800,000	
長 期 借 入 金 返 金	2,600,000	
資 本 収 支 差 金	6,000,000	
	4,518,000	0

(外 叫) 聲 直

資 本 収 入	項 金	897,000
事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,685億1,335万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,653億2,935万4千円であり、経常収支差金は、31億8,400万円である。		

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

款	項	金額
事 業 収 入	受 託 業 務 等 収 入	897,000

事業収支差金1億2,400万円と受託業務等費の間接経費6億9,600万円を合わせた8億2,000万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別

カ ラ 一 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛 星 カ ラ 一 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛 星 普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の自然の地形による衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の白黒受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の自然の地形による衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支 払 区 分

訪 問 集 金 協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払

口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
総 統 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 領	6か月前支額	12か月前支額
カ ラ 一 契 約	訪 問 集 金	1,395円	7,950円	15,490円
総 統 振 込	口 座 振 替	1,345円	7,650円	14,910円

普通契約	訪問集金	905円	5,190円	10,130円
	口継続振込	855円	4,890円	9,550円
衛星カラーコード	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
衛星カラーコード	口継続振込	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	口継続振込	1,850円	10,630円	20,740円
特別契約	口継続振込	1,055円	6,030円	11,760円

別表第4 受信料額(沖縄県)

別表第5 多数契約一括支払における割引額		1 計画概説		平成16年度事業計画	
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	100件以上	300円	100件以上	300円
衛星カラーコード	衛星カラーコード	ただし、衛星カラーコードの契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。			
50件未満	衛星カラーコード	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり	月額 250円		
50件以上100件未満	口継続振込				

放送の世界では、地上デジタルテレビジョン放送が始まり、本格的なデジタル放送時代を迎えた。また、IT(情報通信技術)の発達によって、人々の情報環境が大きく変わりつつある。こうした時代にあって、正確で信頼できる情報と豊かで良い番組をあまねく届ける公共放送の役割が、一層重要となっている。

このような状況のもと、平成16年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、視聴者の要望にこたえ、公正で迅速な報道や番組のさらなる質の向上に努めるとともに、デジタル放送の普及に取り組み、豊かな放送文化の実現を図る。

また、放送を通じて、国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、地域放送の充実や新しい放送技術の研究開発に積極的に取り組む。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の公平負担による受信料であることを深く認識し、業務全般にわたる改革を一層推進し、効率的で透明性の高い業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に理解され、かつ、信頼される公共放送を実現していく。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域やサービスの拡大に向けた設備の整備を行う。また、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、中波放送局、FM放送局の建設及びテレビジョン放送局の建設調査を行うとともに、緊急報道のための設備の整備等を行なう。

(2) 放送番組については、緊急報道に備えて取材体制を一層強化し、公正で的確かつ迅速なニュース・情報番組の充実を図るとともに、人々の共感を呼ぶ多様で質の高い番組の放送に努める。また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行なうことを中心に、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施するとともに、順次、視聴可能地域を拡大し、その普及促進を図る。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、第28回オリンピック・アーティス大会及び第20回参議院議員通常選舉の放送番組を特別編成することも

- に、放送開始80周年及び2005年日本国際博覧会(愛・地球博)関連の番組と事業を実施する。
- (3) 國際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確かつ迅速に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。
- (4) 受信料の公平負担の徹底を目指し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
- (5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と業務への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組む。
- (6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
- (8) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (9) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。
- 2 建設計画
- 建設計画については、衛星放送施設の整備に12億4,100万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に15億4,300万円、放送会館の整備に102億8,500万円、放送番組設備の整備に408億4,100万円、研究施設の整備等に62億8,000万円、総額798億円をもって施行する。
- (1) 衛星放送施設整備計画
- これらに要する経費は、12億4,100万円である。
- (2) テレビジョン放送網整備計画
- 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。また、外国電波混信等による難視聴の解消を図るために、テレビジョン放送局の建設調査を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。
- (3) ラジオ放送網整備計画
- 外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。これらに要する経費は、28億9,500万円である。
- (4) 放送会館整備計画
- 放送会館については、神戸及び山口の放送会館の建設を完了するとともに、岡山、沖縄、福島、鹿児島及び徳島の放送会館の整備を行う。また、秋田放送会館の整備のための諸準備等を行なう。これらに要する経費は、102億8,500万円である。
- (5) 放送番組設備整備計画

- 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域やサービスの拡大に向けた送出設備の整備を行う。
- また、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送ための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。
- (6) 研究施設、一般施設整備計画
- 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。これらに要する経費は、408億4,100万円である。
- (7) 建設管理
- 建設計画の施行に共通して要する経費は、37億5,800万円である。
- 3 事業運営計画
- (1) 国内放送
- ア 番組関係
- (ア) 地上テレビジョン放送
- 総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害など緊急時の放送に万全を期すとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娛樂番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、ニュース・情報番組の充実を図り、内外の諸情勢を正確にわかりやすく伝えるとともに、平日の日中時間帯の生放送化を進め、その魅力を發揮する番組の充実や緊急報道への一層機動的な対応に努める。あわせて、時代と向き合い日本の将来を考えるシリーズ等の大型企画番組を積極的に編成するとともに、幅広い視聴者に親しまれる多彩な番組の充実を図る。
- デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本としつつ、総合テレビジョンの番組の先行放送など一部で独自編成を行なうとともに、新たなサービスとして、ハイビジョン1チャンネル分の帯域で複数の番組を同時に放送するマルチ編成をスポーツ中継等において隨時行なう。
- 教育テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、インターネットと連動した多様な教育番組を開発するなど、未来を担う子供たちの健全な育成に向けた番組の強化を図るとともに、教養番組、福祉番組及び生活実用番組等を充実する。
- デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本としつつ、設備の整備を進め、高画質によるハイビジョン放送や定時でのマルチ編成を開始する。
- (イ) 衛星テレビジョン放送
- デジタル衛星ハイビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース、スポーツ番組をはじめ、芸術・娯楽番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を發揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双向番組等を充実し、その普及促進を図る。
- 衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、世界と日本の出来事を

いち早く的確に伝えるニュース・情報番組の強化や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組等の充実を図る。

衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、地域に密着した視聴者参加番組や内外の名作映画の編成など、娯楽番組や芸術・文化番組等の充実を図る。

衛星ハイビジョンにおいては、デジタル衛星ハイビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第1テレビジョン及びデジタル衛星第2テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。

#### (ア) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するため柔軟な編成を行う。

ラジオ第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組や教養番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。

FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心的に編成する。

また、東京、大阪における地上デジタル音声放送の実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

#### (イ) 地域放送

総合テレビジョンの夕方の時間帯を中心に、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報を提供することも、地域の課題に取り組む番組の充実に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

さらに、県域放送を新たに実施する茨城をはじめ、富山、岐阜、兵庫の各県において地上デジタルテレビジョン放送を開始し、デジタル総合テレビジョンにおいては、地域向け番組と全国向け番組を同時に放送するマルチ編成等を随時行う。

#### (オ) 補完放送等

補完放送については、地上デジタルテレビジョン放送におけるデータ放送は、デジタル総合テレビジョンで、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンで、健康や教育など波の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョン放送におけるデータ放送は、ニュース・気象情報等の提供やスポーツ中継等の番組と連動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、生放送番組を中心に拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組

で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びFM文字放送において、ニュース等の各種情報提供する。

インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。また、放送番組の二次利用として、新たに地上デジタルテレビジョン放送のデータ放送を補完するサービスを実施する。

海外の放送事業者等への放送番組の提供については、日本から世界に向けて幅広い分野の映像情報を発信し、放送番組の国際交流に努めるとともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,013億6,334万7千円、番組の編成企画等に161億1,975万5千円で、総額2,174億3,310万2千円である。

技術関係  
放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、630億7,481万1千円である。  
以上により、国内放送費総額は、2,805億5,791万3千円となり、放送回線のデジタル化による回線料の減等により、前年度2,823億4,665万4千円に対して、17億8,874万1千円の減額となる。

#### (2) 国際放送

日本の実情を的確かつ迅速に諸外国へ伝え、諸外国との経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確かつ迅速に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実や英語による情報発信の強化を図るとともに、海外での安全に役立つ情報を的確に伝える。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日7時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、一般向け放送においては、日本国内の最新の動きや海外での安全に役立つ情報を柔軟に伝えるニュース・情報番組の強化や、国際理解を促進する情報番組の充実を図るとともに、地域向け放送においては、日本や世界の最新の動向を伝える情報番組を拡充する。

これらに要する経費は、総額2億6,057万8千円となり、前年度71億9,310万6千円に対して、6,747万2千円の増額となる。

(3) 契約収納  
受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、多様で効果的・効率的な営業活動を展開し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

これらに要する経費は、総額638億5,598万5千円となり、受信料の収納に係る業務の効率的な実施等により、前年度644億3,139万3千円に対して、5億7,540万8千円の減額となる。

(4) 受信対策  
受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額21億8,138万3千円となり、前年度22億3,776万6千円に対して、5,638万3千円の減額となる。

(5) 広報  
協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の普及促進を図る。また、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握と業務への反映に努めるとともに、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

これらに要する経費は、総額35億7,196万7千円となり、前年度36億3,675万2千円に対して、6,478万5千円の減額となる。

(6) 調査研究  
放送技術の研究については、デジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、走査線4000本級超高精細映像システムなど将来の放送サービスに向けた基盤技術の研究開発等を行う。放送番組の研究については、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、視聴率調査を充実するなど、視聴者の意向的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額91億6,918万6千円となり、前年度89億2,646万6千円に対して、2億4,272万円の増額となる。

(7) 給与  
給与については、適正な水準の維持を図る。  
これに要する経費は、総額1,412億716万1千円となり、前年度1,413億2,897万2千円に対して、1億2,181万1千円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生  
退職手当及び福利厚生については、総額574億9,746万7千円となり、前年度576億1,582万5千円に対して、1億1,835万8千円の減額となる。

(9) 共通管理  
共通管理については、情報システム経費の減等により、総額138億9,363万円となり、前年度147億7,700万1千円に対して、8億8,337万1千円の減額となる。

(10) 受託業務等  
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。  
これらに係る収入は8億9,700万円、支出は7億7,300万円である。

(11) その他  
地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。  
これに係る収入は特別収入38億円、支出は特別支出38億円である。

外町報道

4 受信契約件数  
(1) カラー契約  
ア 有料契約見込件数

区 分	平成16年度	平成15年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	24,680,000	24,823,000	△ 143,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	2,069,000	2,104,000	△ 35,000
年 度 内 解 約 件 数	2,342,000	2,247,000	95,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 273,000	△ 143,000	△ 130,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成16年度	平成15年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	1,152,000	1,109,000	43,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	90,000	90,000	0
年 度 内 解 約 件 数	47,000	47,000	0
年 度 内 增 加 免 除 件 数	43,000	43,000	0

(2) 普通契約  
ア 有料契約見込件数

区 分	平成16年度	平成15年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	377,000	404,000	△ 27,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	3,000	△ 3,000
年 度 内 解 約 件 数	27,000	30,000	△ 3,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 27,000	△ 27,000	0

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成16年度	平成15年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	38,000	39,000	△ 1,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	2,000	2,000	0
年 度 内 解 約 件 数	3,000	3,000	0
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△ 1,000	△ 1,000	0

(3) 衛星力ラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成 16 年度	平成 15 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	11,932,000	11,479,000	453,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,124,000	955,000	169,000
年 度 内 解 約 件 数	521,000	502,000	19,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	603,000	453,000	150,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 16 年度	平成 15 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	63,000	57,000	6,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	8,000	9,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 件 数	3,000	3,000	0
年 度 内 増 加 免 除 件 数	5,000	6,000	△ 1,000

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区 分	平成 16 年度	平成 15 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	28,000	31,000	△ 3,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	1,000	△ 1,000
年 度 内 解 約 件 数	3,000	4,000	△ 1,000
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△ 3,000	3,000	0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成 16 年度	平成 15 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	10,000	10,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 增 加 契 約 件 数	0	0	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	カラーラー契約	普通契約	衛星カラーラー契約	普通契約	特別契約	合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	24,680,000	377,000	11,932,000	28,000	10,000	37,027,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 273,000	△ 27,000	603,000	△ 3,000	0	300,000
年 度 末 契 約 件 数	24,407,000	350,000	12,535,000	25,000	10,000	37,327,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	4,000,000	19,740,000	940,000	24,680,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 191,000	△ 84,000	2,000	△ 273,000
年 度 末 契 約 件 数	3,809,000	19,656,000	942,000	24,407,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラーラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	4,000,000	19,740,000	940,000	24,680,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 191,000	△ 84,000	2,000	△ 273,000
年 度 末 契 約 件 数	3,809,000	19,656,000	942,000	24,407,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	184,000	71,000	4,000	259,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	1,000	0	1,000
年 度 末 契 約 件 数	184,000	72,000	4,000	260,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		91,000	270,000	16,000	377,000
年度内増加契約件数	△	9,000	△ 16,000	△ 2,000	△ 27,000
年度末契約件数		82,000	254,000	14,000	350,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		6,000			6,000
年度内増加契約件数	△	0			0
年度末契約件数		6,000			6,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		790,000	9,555,000	1,587,000	11,932,000
年度内増加契約件数		200,000	103,000	300,000	603,000
年度末契約件数		990,000	9,658,000	1,887,000	12,535,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		22,000	42,000	2,000	66,000
年度内増加契約件数		1,000	3,000	0	4,000
年度末契約件数		23,000	45,000	2,000	70,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		6,000	21,000	1,000	28,000
年度内増加契約件数	△	0	3,000	0	△ 3,000
年度末契約件数		6,000	18,000	1,000	25,000

(六) 収支

(5) 特別契約

区	分	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		5,000	5,000	10,000
年度内増加契約件数	△	0	0	0
年度末契約件数		5,000	5,000	10,000

5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係		11,692人
建設		193
合計		11,885

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内35人の純減を見込んだものである。

平成16年度資金計画

1 資金計画の概要

平成16年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額7,218億311万1千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額7,201億117万3千円をもつて実行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,550億6,439万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,516億2,692万1千円を予定する。

長期借入金については、112億800万円を予定する。

このほか、固定資産売却金65億3,524万6千円、放送債券償還積立資産の戻入れ60億円、国際放送関係等交付金収入24億4,623万4千円、有価証券の売却241億円、受取利息その他の入金198億8,671万円を見込む。

以上により入金額は、総額7,218億311万1千円である。

3 出金の部

事業経費5,744億5,662万7千円、建設経費798億円、放送債券の償還60億円、長期借入金の返還45億1,800万円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億円、有価証券の購入307億円、支払利息その他出金220億2,654万6千円を合わせ出金額は、総額7,201億117万3千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	56,805,000	78,072,307	60,070,572	82,989,526	—
2 入 受 長 期 信 借 入 金 料	230,320,984 217,617,828	123,502,099 112,139,374	223,142,565 209,062,072	144,837,463 112,807,647	721,803,111 651,626,921
固定資産売却代金	1,405,833	0	1,510,542	2,213,036	11,208,000 6,000,000
産戻入れ	0	0	0	0	11,208,000 6,000,000
放送賃料還構立資					
交付金収入	573,604	725,422	576,218	570,990	2,446,234
有価証券売却	6,300,000	6,200,000	5,300,000	6,300,000	24,100,000
受取利息その他の人	4,423,719	2,926,761	5,991,239	6,544,991	19,886,710
3 出 事 業 経 費 金	209,053,677	141,503,834	200,223,611	169,320,051	720,101,173
事建設費	179,496,437	119,651,266	155,837,778	119,471,146	574,456,627
放送債券償還	16,952,939	10,359,301	22,752,631	29,755,129	79,800,000
長期借入金返還	4,518,000	0	0	6,000,000	6,000,000
放送債券償還構立資	0	0	0	0	4,518,000
産廃入れ					2,600,000
有価証券購入	4,000,000	6,000,000	15,700,000	5,000,000	30,700,000
支払利息その他の出	4,086,301	5,493,267	5,933,202	6,513,776	22,026,546
4 期 末 資 金 有 高	78,072,307	60,070,572	82,989,526	58,506,938	—

外 叫 (報)

日本放送協会の平成16年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成16年度の収支予  
算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成16年2月

### 総務大臣

日本放送協会の平成16年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

算等」という。)については、受信料の公平負担等の観点からみて将来に向けて改善されるべき点があ  
るもの、おむね適切なものであると認める。  
なお、協会は、自らがまあまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組に  
よる放送を行うことを目的として設立された法人であること及び受信料を主な財源とするものであ  
ることを十分に自覚し、自らの目的を着実に達成するとともに、事業全般の適正性及び透明性並びに

受信料の公平負担を確保することが必要である。このため、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

記

1 地上デジタルテレビジョン放送について各地域における放送の開始、中継局の開設、デジタル技術の特性を生かした放送の充実、国民・視聴者に対する周知・広報等に率先して取り組むとともに、衛星デジタルテレビジョン放送について難視聴解消等の役割を着実に果たし、放送のデジタル化を先導すること。

2 放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に、報道番組については、災害その他の緊急事態についての報道の体制を充実することを含め、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託にこたえること。また、地上デジタルテレビジョン放送の実施に伴い、地域放送番組を充実するほか、視聴障害者のための字幕放送等を計画的に拡充するよう努めること。

3 放送技術の研究、放送番組の向上に資する調査研究等を通じ、我が国の放送及びその受信の進歩発達に貢献すること。

4 國際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めることとともに、在外邦人の期待にこたえるため、國際情勢を踏まえた適時・適切な情報提供、多言語番組の充実等及び國際放送の海外受信状況の把握に努めることにより、國際放送を効果的・効率的に推進すること。

5 業務委託及び調達については、競争契約の原則を徹底すること。また、協会自身及び協会の子会社等についての情報公開を充実することにより、國民・視聴者に対し、受信料を主な財源とする特殊法人としての説明責任を果たすこと。

6 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する國民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、コンテンツ流通市場の育成の観点から、積極的な利活用を図ること。その際には、受信料を主な財源として放送を行うこと等を目的とする特殊法人としての適正性を確保するとともに、透明性及び公平性に留意すること。

7 平成16年度の収支予算等については、協会が受信契約の締結等の徹底について検討した結果が盛り込まれてはいるが、受信料の公平負担等の観点から、未契約世帯等の解消について十分な効果が挙がると見込まれる措置について引き続き抜本的に検討し、当該措置を計画的に講じること。

なお、今後における未契約世帯等の解消が十分に期待されると認められない場合には、所要の検討を行うものとする。

また、事業全般を不斷に見直し、最大限の合理化に努めること。

### 理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会の平成16年度の収支予算、事業計画及び資金計画

については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	六か月前払額	十二か月前払額
力ラ一契約	訪問集金	一、二四〇円	七、一一〇円	一三、八六〇円
普通契約	訪問集金	六、八一〇円	一三、二八〇円	一三、二八〇円
力ラ一契約	訪問集金	一、一九〇円	六、八一〇円	一三、二八〇円
普通契約	訪問集金	四、三五〇円	八、五〇〇円	八、五〇〇円

一 本件の目的  
本件は、日本放送協会の平成十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるものである。  
七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。  
なお、本件には、日本放送協会の平成十六年度収支予算等について、「おむね適当なものであると認める。」との総務大臣の意見が付されている。

## 二 本件の要旨

収支予算は予算総則及び予算の収入・支出を、事業計画は建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画等を、また、資金計画は収支予算及び事業計画に對応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を定めているものであつて、その要旨は次のとおりである。

## 1 収支予算

(一) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	六か月前払額	十二か月前払額
			訪問集金	訪問集金
力ラ一契約	訪問集金	一、三九五円	七、九五〇円	一五、四九〇円
普通契約	訪問集金	八五五円	五、一九〇円	一〇、二三〇円
衛星カラ一契約	訪問集金	九〇五円	四、八九〇円	九、五五〇円
衛星普通契約	訪問集金	二、三四〇円	一三、三九〇円	二六、一〇〇円
衛星カラ一契約	訪問集金	二、二九〇円	一三、〇九〇円	二五、五二〇円
衛星普通契約	訪問集金	一、八五〇円	一〇、六三〇円	二〇、七四〇円
特別契約	訪問集金	一、〇五五円	六、〇三〇円	一一、七六〇円
総口座振替	総口座振替	一、〇〇五円	五、七三〇円	一一、一八〇円

(二) 収支予算の見積りは、次のとおりである。  
(一般勘定)

衛星普通契約	訪問集金	月額	六か月前払額	十二か月前払額
衛星カラ一契約	訪問集金	二、一八五円	二二、五五〇円	二四、四七〇円
普通契約	訪問集金	七五〇円	四、三五〇円	八、五〇〇円
力ラ一契約	訪問集金	一、一九〇円	六、八一〇円	一三、二八〇円

## (事業収支)

事業収入  
事業支出

(資本収支)  
事業収支差金

資本収入  
資本支出

資本收支差金  
(受託業務等勘定)

(事業収支)  
事業収入  
事業支出

事業収支差金  
八億九千七百万円  
七億七千三百万円  
一億二千四百万円

六千七百八十五億千四百三十五万四千円  
六千七百十三億九千六百三十五万四千円  
七十一億千八百万円

九百二十九億千八百万円  
九百二十九億千八百万円  
〇円

## 2 事業計画

## (一) 建設計画

衛星デジタルテレビジョン放送の設備などの衛星放送設備の整備 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備、外国電波混信等による難視聴の解消等を図るためのテレビジョン放送局の建設調査並びに中波放送局及びFM放送局の建設を行うほか、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備等を行い、神戸及び山口の放送会館の建設を完了する。

## (二) 事業運営計画

## (1) 国内放送

地上テレビジョン放送については、総合テレビジョンは、災害など緊急時の放送に万全を期すとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娛樂番組等の調和ある編成を行い、番組内容の充実や緊急報道への一層機動的な対応に努める。あわせて、時代と向き合い日本将来を考えるシリーズ等の大型企画番組を積極的に編成するとともに、幅広い視聴者に親しまれる多彩な番組の充実を図る。デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本としつつ、総合テレビジョンの番組の先行放送など一部で独自編成を行うとともに、新たなサービスとして、マルチ編成

をスポーツ中継等において隨時行う。教育テレビジョンは、インターネットと連動した多様な教育番組を開発するなど、未来を担う子供たちの健全な育成に向けた番組の強化を図るとともに、教養番組、福祉番組及び生活実用番組等を充実する。デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本としつつ、高画質によるハイビジョン放送や定時でのマルチ編成を開始する。

衛星テレビジョン放送については、デジタル衛星ハイビジョンは、ニュース、スポーツ、芸術・娛樂番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を發揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を図る。衛星第一テレビジョンは、世界と日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組の強化や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組等の充実を図る。衛星第二テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、地域に密着した視聴者参加番組や内外の名作映画の編成など、娛樂番組や芸術・文化番組等の充実番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第一テレビジョン及びデジタル衛星第二テレビジョンにおいては、それぞれ

ビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。

ラジオ放送については、ラジオ第一放送は、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するため柔軟な編成を行う。ラジオ第二放送は、語学講座番組や教養番組等の生涯学習番組の充実を図るとともに、外国语によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。また、東京、大阪における地上デジタル音声放送の実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

地域放送については、総合テレビジョンの夕方の時間帯を中心に、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報を提供するとともに、地域の課題に取り組む番組の充実に努め、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。さらに、茨城、富山、岐阜、兵庫の各県において地上デジタルテレビジョン放送のデータ等の放送番組の関連情報を提供する。また、放送番組の二次利用として、新たに地上デジタルテレビジョン放送を補完するサービスを実施する。

インターネットによるサービスについて

は、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行なうほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。また、放送番組の二次利用として、新たに海外の放送事業者等への放送番組の提供については、日本から世界に向けて幅広い分野の映像情報を発信し、放送番組の国際交流に努めるとともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

(2) 国際放送

日本の実情を的確かつ迅速に諸外国へ伝え、諸外国との経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるために、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、海外で情報発信の強化を図るとともに、海外での安全に役立つ情報を的確に伝える。

ラジオ国際放送については、一般向け放送においては、日本国内の最新の動きや海外での安全に役立つ情報を柔軟に伝えるニュース・情報番組の充実や英語による理解を促進する情報番組の充実を図るとともに、地域向け放送においては、日本や世界の最新の動向を伝える情報番組を拡充する。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、多様で効果的・効率的な営業活動を開拓し、受信契約の増加と受信料の確定な収納に努める。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を

展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の普及促進を図る。また、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握と業務への反映に努めるとともに、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

(6) 調査研究

放送技術の研究については、デジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、走査線四千本級超精細映像システムなど将来の放送サービスに向けた基盤技術の研究開発等を行う。放送番組の研究については、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、視聴率調査を充実するなど、視聴者の意向の的確な把握を行う。

(7) その他

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

受信契約件数は、年度初頭契約件数を三十七万七千件、年度内増加契約件数を三十万件、年度末契約件数を三千七百八十五人とする。

3 資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額七千二百十八億三百十一万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額七千二百一億百七十七万三千円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成十六年度收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年三月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿 総務委員長 佐田玄一郎

[別紙]

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

(一) 放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由をより一層確保するとともに、視聴者の意向に十分留意しつつ、公正な報道と青少年の健全育成に配慮した

豊かな情操を養う放送番組等の提供に努めることが、視聴者に対する情報提供の重

と。

四 要員計画

業務の効率化を積極的に推進し、年度内に三十五人の純減を行い、要員を一万千八百八十五人とする。

二 協会は、視聴者の十分な理解を得るため、事業全般を不斷に見直し、最大限の合理化に努めるとともに、子会社等を含め、情報公開を一層徹底すること。また、協会の経営基盤が受信料であることにかんがみ、受信料の公平負担の観点から、未契約世帯等の解消について抜本的に検討するとともに、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と受信料の収納を一層徹底すること。

三 地上デジタルテレビジョン放送については、

視聴者に対しなお一層の周知・徹底を図るほか、デジタル技術の特性を生かした放送や地域放送の充実を図り、その普及促進に努めるこ

と。また、アナログ周波数の変更対策については、視聴者の理解と協力の下、着実に実施すること。

四 視聴覚障害者や高齢者に対する情報提供の重要性にかんがみ、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

五 協会は、災害時等の緊急報道体制の充実を図り、国民生活に不可欠な情報の迅速な提供に努めること。また、地域放送については、地域の要望等を踏まえ、放送番組の充実・強化を図ること。

六 協会は、国際放送について、我が国の実情を的確に海外に伝えるとともに、海外在留日本人をはじめとする視聴者の期待にこたえるため、

番組内容の充実に努めること。

七 協会は、公共放送の立場を認識しつつ、民間放送との共存共栄を図ることに配慮すること。



日(以下「施行日」という)までの間における日本学術会議法第七条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二十二条」とあるのは、「日本学術会議法の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)による改正前の第二十二条」とする。

第三条 施行日の前日において日本学術会議会員(以下「会員」という。)又は研究連絡委員会の委員である者の任期は、改正前の日本学術会議法(以下「旧法」という。)第七条第三項(旧法第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その日に満了する。

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員(以下「新会員」という。)の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもつて組織する。

3 委員は、学識経験のある者の中から、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

三 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

- 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。  
7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法(以下「新法」という。)第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとにを行うものとする。

第六条 新会員は、新法第七条第二項の規定にかかるわらず、前条第一項の規定による推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

2 新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかるわらず、三年とする。

3 新法第七条第五項の規定は、新会員(前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。)から適用する。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

二十一条を削り、第三章第二節第六款中第二十条の二を第二十一条とする。  
第二十二条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。  
日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、中央省庁等改革基本法の規定に基づき行われた総合科学技術会議における日本学術会議の在り方についての検討の結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二十一条を削除する。  
第二十三条を次のよう改める。  
日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の目的及び要旨  
本案は、中央省庁等改革基本法の規定に基づき行われた総合科学技術会議における日本学術会議の在り方についての検討の結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第九条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の項を削り、同表国立国会図書館支部内閣府図書館の項の次に次のように加える。

法律(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部日本学術会議図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部内閣府図書館の項の次に次のように加える。

法等を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 1 所轄の変更

日本学術会議の所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更すること。

### 2 國際団体への加入

國際団体加入時に承認を行う大臣を内閣総理大臣に変更すること。

### 3 組織

(一) 日本学術会議会員(以下「会員」という。)の任期を六年に変更し、所要の規定を設けること。

(二) 日本学術会議の副会長を一名増員し、副会長の選出手続を変更すること。

(三) 日本学術会議に、三部を置き、会員はいずれかの部に属するものとし、所要の規定を設けるとともに、各部の副部長及び幹事の選出手続を変更すること。

(四) 日本学術会議に、幹事会を置くこととし、所要の規定を設けること。

(五) 日本学術会議に、日本学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)を置くこととし、所要の規定を設けること。

(六) 日本学術会議に、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

(七) 事務局の職員の任命を行う大臣を内閣総理大臣に変更すること。

### 4 会員の推薦

日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定め

るところにより、内閣総理大臣に推薦すること。

### 5 施行期日等

(一) 平成十七年十月一日から施行すること。ただし、初回の会員候補者の選考に係る部分については、公布の日から、所轄変更に係る部分については、平成十七年四月一日から施行すること。

### 二 議案の可決理由

本案は、日本学術会議の所轄、組織、会員の選考方法等を改めるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

### 右報告する。

平成十六年三月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿  
文部科学委員長 池坊 保子

### 〔別紙〕

日本学術会議法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府及び日本学術会議は、日本学術会議我が国の科学者の内外に対する代表機関として独立性を保ち、十分にその機能を發揮することができるよう努めること。

二 日本学術会議は、科学と社会の関わりの増大している状況に鑑み、時宜を得た提言や国民にくは移転の下に「又は当該要間伐森林の施業の委託」を加える。

的な活動を行い、社会との交流の機会の充実に努めること。

### 三 日本学術会議及びその委任を受けた幹事会等

が職務を行ふに際しては、多様な学問分野における学術動向について十分に配慮するとともに、公正性・中立性の確保に留意するよう努めること。

### 四 法改正後の日本学術会議会員の選出に当たつては、今回法改正の趣旨に鑑み、学問の動向に柔軟に対応する等のため、女性会員等多様な人材を確保するよう努めること。

五 今後の日本学術会議の設置形態の在り方に関する検討は、今回の法改正後の日本学術会議の活動状況の適切な評価に基づき、できる限り速やかに開始すること。

### 森林法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

### 森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一

部を次のように改正する。

第十条の十一第二項中「当該要間伐森林若しくは」を

「当該要間伐森林若しくはに、「所有権又は」を「所有権若しくは」に、「取得しよう」を「取得し」、又は当該要間伐森林の施業の委託を受けよう」を「移転又は」を「移転若しくは」に改め、「若し」として「移転の下に」又は当該要間伐森林の施業の委託を加える。

第十条の十一の八第一項中「受けて」の下に「森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」

第十条の十一第一項中「又は使用」を「若しくは使用」に改め、「若しくは移転」の下に「又は施業の委託」を加える。

第十条の十一の四第一項中「当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害の」を「第二号イからニまで規定する事態の」に改め、同項第二号を次のように改める。

### 二 引き続き間伐又は保育が実施されないときは次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

ロ 当該要間伐森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

ハ 当該要間伐森林の現に有する水源のかん養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該要間伐森林及びその周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

第十条の十一の七中「及びその周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生のおそれ(当該森林について間伐又は保育が実施されないことに起因するものに限る。)を「について間伐又は保育が実施されないことに起因する第十条の十一の四第一項第二号イからニまでに規定する事態の発生のおそれ」に改める。

第十条の十一の八第一項中「受けて」の下に「森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」

という。」であつて「を加え、「協定(以下「施業実施協定」という。)」を「措置を内容とするもの」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第二号を次のように改める。

## 二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項

- イ 第一項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他の農林水産省令で定める事項

- ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他の農林水産省令で定める事項

- ハ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他の農林水産省令で定める事項

- ニ 第十条の十一の八中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- ト 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林(地域森林計画の対象となつているものに限る。(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのため必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

第十条の十一の十第一項及び第十条の十一の十第一項中「第十条の十一の八第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十条の十一の十二第一項中「及び森林」を「森林」に改め、「の所有者」の下に「及び特定非営利活動法人等」を加える。

第十条の十一の十三中「に定める事項のうち、第十条の十一の八第二項第三号に掲げる事項(施設の維持運営に関する事項に限る。)」を削る。

第十条の十一の十四第一項中「及び森林」を「森林」に改め、「の所有者」の下に「及び特定非営利活動法人等」を、「第十条の十一の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「及び森林」を「森林」に改め、「の所有者」の下に「及び特定非営利活動法人等」を加え。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「及び森林」を「森林」に改め、「の所有者」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の八第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「及び森林」を「森林」に改め、「の所有者」の下に「若しくは第二項」を加える。

## 第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

## 第三十九条の二の次に次の五条を加える。

第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

第三十九条の二の次に次の五条を加える。

## 第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

第三十九条の二の次に次の五条を加える。

## 第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

第三十九条の二の次に次の五条を加える。

## 第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

## 第三十四条第九項及び第十項中「第一項第四号」を「第一項第七号」に改める。

第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「第六号まで及び第八号」を「第七号まで及び第九号」に改める。

## 第四十条を削る。

第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

第三十九条の二の次に次の五条を加える。

## 第三十九条の三中「行ない、その他保安林の」を

「行い、その他保安林の整備及び」に改め、第三章第二節中同条を第四十条とする。

## (地域森林計画の変更等)

第三十九条の四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている民有林があるときは、当該特定保安林が保安林の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。

同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

当該特定保安林が保安林の目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。)を特定保安林として指定することができる。

一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項

三 その他必要な事項

四 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとする場合に掲げる事項に關し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

五 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

六 都道府県知事は、第二項の異議の申立てがあ

つたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

(要整備森林に係る施業の勧告等)

第三十九条の五 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について前条第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、要整備森林について前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要整備森林の施業の委託を受けようとする者で当該都道府県知事が指定を受けたものと当該要整備森林若しくは当該要整備森林の立木についての所有権の移転若しくは移転又は当該要整備森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十第一項の規定は、適用しない。

(要整備森林における保安施設事業の実施)

第三十九条の七 都道府県知事が第三十九条の五第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をする

ことができないときであつて、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において第四十一条第三項に規定する保安施設事業(森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。)を行うときは、当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者(次項において「関係人」という。)は、その実行行為を拒んではならない。

2 都道府県は、その行った前項の行為により損失を受けた関係人に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第一百八十七条の見出しを「(林業普及指導員)」に改め、同条第一項中「林業専門技術員及び林業改良指導員」を「林業普及指導員」に、「吏員」を「職員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 林業普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

一 試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究を行うこと。

二 森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に接して林業に関する技術及び知識を普及すること。

三 森林の施業に関する指導を行うこと。

第一百八十七条第三項を削り、同条第四項中「林業専門技術員資格試験」を「林業普及指導員資格試験」に、「林業専門技術員」を「林業普及指導員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第二百九十五条第一項第一号中「林業専門技術員及び林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改め、同項第二号中「林業専門技術員又は林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改め、「又は第三項」を削る。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に旧法第一百八十七条第四項の林業専門技術員資格試験に合格した者は、新法第一百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 附則第一条规定する規定の施行前に旧法第一百八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者は、附則第一条规定する規定の施行後三年間は、新法第一百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

(一) 要間伐森林制度の改善

1 要間伐森林制度の改善

(二) 所有権の移転等の協議を経て、都道府県知事の調停によつても施業が実施されない場合の措置として、都道府県知事が行う分取育林契約締結の裁定の要件を緩和するこ

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

削る。

附 則

(施行期日)

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、特定非営利活動法人等が行う森林施業の実施に関する協定制度及び指定の目的に即して機能していないと認められる保安林の整備を促進するための制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一百八十七条及び第一百九十五条第一項の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(施業実施協定に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の森林法(以下「新法」という。)第十条の十一の八第三項及び第十二条の十一の十三の規定は、この法律の施行後に新法第十条の十一の十一第二項の規定による認可の公告のあつた新法第十条の十一の八第一項に規定する施業実施協定について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の森林法(以下「旧法」という。)第十条の十一の十一第二項の規定による認可の公告のあつた旧法第十条の十一の八第一項に規定する施業実施協定については、なお従前の例による。

(林業普及指導員に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に旧法第一百八十七条第四項の林業専門技術員資格試験に合格した者は、新法第一百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 附則第一条规定する規定の施行前に旧法第一百八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者は、附則第一条规定する規定の施行後に新法第一百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 特定保安林制度の恒久化

(一) 農林水産大臣は、全国森林計画に基づ

き、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定することができるものとすること。

二 議案の可決理由

施業を急に実施する必要があると認められる要整備森林について、実施すべき施業の方法等を地域森林計画に明示しなければならないものとする。

〔二〕による協議の勧告によつても施業が行  
轉等についての協議の勧告をすることがで  
きるものとすること。

われない場合に、都道府県知事がその要整備森林において保安施設事業を実施する際の手続を簡素化すること。

周易本義卷之三

森林ボランティア活動を行う特定非営利活動法人等と森林所有者等とが締結する森林施業の実施に関する協定について市町村

長が認可する制度を創設すること。認可の公告のあつた協定は、その公告後に協定対象森林の森林所有者等となつた者

4  
と。  
に対しても、その効力があるものとするこ  
と。  
普及指導職員の一元化  
林業専門技術員と林業改良指導員の資格を  
一元化し、新たに林業普及指導員を置くもの  
とすること。

5 施行期日

この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。ただし、普及指導職員に関する規定については、平成十七年四月一日から施行すること。

一 記  
要間伐森林制度の運用に当たっては、間伐等の施業の円滑かつ適正な実施が確保されるよう指導・助言を行うとともに、緊急かつ計画的な間伐の実施に向けた新たな施策を構築すると。また、間伐の採算性確保に向け、コストの

右  
改正する法律案  
利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を  
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土  
国会に提出する。

內閣

部を改正する法律

(国土利用計画法の一部改正)

第四十条を次のよきに改める

**第四十条** 削除

(都市再生特別措置法の一都改正)

**第二十一条** 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

卷之三

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 都市再生本部(第三条～第十三条)
第三章 都市再生基本方針(第十四条)
第四章 都市再生緊急整備地造成による特別

の昔置

## 第一節 地域整備方針等（第十五条—第十九条）



## 官 報 (号 外)

5 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に  
関する事項には、当該事業の実施のために必  
要な都市施設又は市街地開発事業(都市計画  
法第四条第七項に規定する市街地開発事業を  
いう。以下同じ。)に関する都市計画(同法第  
十五條第一項の規定により都道府県が定める  
こととされている都市計画(同法第八十七条  
の二第一項の規定により同項の指定都市が定  
めることとされているものを除く。)で政令で  
定めるものに限る。)であつて第五十一条第一  
項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更  
をすることができるもの(以下「市町村決定計  
画」という。)及び当該市町村による当該都市  
計画の決定又は変更の期限(以下「計画定期期  
限」という。)を記載することができる。

6 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定  
計画及び計画定期期限を記載しようとする時  
きは、当該事項について、あらかじめ、都道  
府県知事に協議し、その同意を得なければな  
らない。

7 第二項第三号イに掲げる事業には、国道  
(道路法(昭和二十七年法律第二百八十号))第三  
条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)又は  
都道府県道(同条第三号の都道府県道をい  
う。以下同じ。)の新設又は改築(同法第十二  
条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部  
を改正する法律(昭和三十九年法律第二百六十  
三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」とい  
う。)附則第三項の規定により都道府県が行う  
こととされているもの(道路法第十七条第一  
項又は第二項の規定により同条第一項の指定  
市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこ

ととされているものを除く。)で政令で定める  
ものに限る。)であつて第五十八条第一項の規  
定に基づき当該市町村が行うことができるも  
のに関する事業(以下「市町村施行国道等事  
業」という。)を記載することができる。

8 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行  
国道等事業を記載しようとするとときは、当該  
事項について、あらかじめ、都道府県に協議  
し、その同意を得なければならない。

9 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の  
二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方  
針、同法第七条の二の都市再開発方針等並び  
に同法第十八条の二の市町村の都市計画に関  
する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、  
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第  
二条第四項の基本構想に即したものでなけれ  
ばならない。

10 市町村は、都市再生整備計画を作成したと  
きは、遅滞なく、これを公表するとともに、  
都道府県に都市再生整備計画の写しを送付し  
なければならない。この場合において、当該  
都市再生整備計画に市町村決定計画及び計  
画定期期限を記載したときは、国土交通省令で  
定めるところにより、これらの事項を公告し  
なければならない。

11 第二項から前項までの規定は、都市再生整  
備計画の変更について準用する。

### 第二節 交付金

(交付金の交付等)

第四十七条 市町村は、次項の交付金を充てて  
都市再生整備計画に基づく事業等の実施(特  
定非営利活動法人等が実施する事業等に要す  
るのは「から補助(都市再生交付金を含む。)」

る費用の一部の負担を含む。次項において同  
じ。)をしようとするときは、当該都市再生整  
備計画を国土交通大臣に提出しなければなら  
ない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提  
出された都市再生整備計画に基づく事業等の  
実施に要する経費に充てるため、公共公益施  
設の整備の状況その他の事項を基礎として国  
土交通省令で定めるところにより、予算の範  
囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の規定による交付金を充てて行う事業  
に要する費用については、道路法その他の法  
令の規定に基づく國の負担又は補助は、当該  
規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三项に定めるもののほか、交付金の交付  
に關し必要な事項は、国土交通省令で定め  
る。

## (住宅地区改良法の特例)

第四十八条 前条第二項の規定による交付金を  
充てて建設された住宅地区改良法(昭和三十  
五年法律第八十四号)第二条第六項に規定す  
る改良住宅についての同法第二十九条の規定  
の適用については、同条第一項中「第二十七  
条第二項の規定による交付金」と、同法第四  
十七条第一項中「第二項の規定による交付金」と  
は第二項の規定による補助」とあるのは「都市  
再生特別措置法第四十七条第二項の規定によ  
る交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは  
「当該交付金」とする。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の特  
例)

第五十条 市町村が第四十七条第二項の規定に  
よる交付金を充てて整備する高齢者の居住の  
安定確保に関する法律(平成十三年法律第二  
十六号)第四十九条第一項の賃貸住宅につい  
ての同法第五十四条の規定の適用について

は、同条中「第四十九条、第五十一条第四  
項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五  
十一条第一項の規定による費用の補助又は負  
担を受けて整備し、又は家賃を減額する」と

と、旧公営住宅法第十三条第三項」とする。  
(大都市地域における住宅及び住宅地の供給  
の促進に関する特別措置法の特例)

第四十九条 大都市地域における住宅及び住宅  
地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五  
十年法律第六十七号)第一百一条の五第一項に  
規定する認定事業者である市町村が第四十七  
条第二項の規定による交付金を充てて実施す  
る都心共同住宅供給事業(同法第二条第五号  
に規定する都心共同住宅供給事業をいう。)に  
より建設される住宅についての同法第一百一条  
の十一及び第一百十三条の二の規定の適用につ  
いては、同法第一百一条の十一第一項及び第三  
項中「前条第一項又は第二項の規定による補  
助」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七  
条第二項の規定による交付金」と、同法第一百  
十三条の二第一号中「第二百一条の十第一項又  
は第二項の規定による補助」とあるのは「都市  
再生特別措置法第四十七条第二項の規定によ  
る交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは  
「当該交付金」とする。

官 報 (号 外)

あるのは、「都市再生特別措置法第四十七条  
第二項の規定による交付金を充てて整備し、  
又は第四十九条第二項の規定による補助を受  
けて家賃を減額する」とする。

### 第三節 都市計画等の特例

# 第一款 都市計画の決定等に係る権

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

(施行予定者)  
準用する。

第五十二条 前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画には、都市計画法第十一条第二項又は第十二条第二項に定める事項のほか、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業(同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。)又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者(当該市町村を施行予定者とするものに限る。)及びその期限を定めなければならない。

前項の規定により施行予定者が定められた都市計画は、これを変更して、施行予定者を定めないものとすること及び当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができない。

前二項の規定は、前条第一項の規定により

(市町村による都市計画の決定等の要請)  
**第二款 都市計画の決定等の要請**  
**第五十四条 市町村(指定都市を除く。)は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地域地区に関する都市計画(同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。)の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。**

2 前項の規定による要請(以下「計画要請」という。)に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならない。

市計画法第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画要請に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画要請を踏まえた都市計画の決定等をしない場合によるべき措置）

第五十七条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画要請をした市町村に通知しなければならない。

2 都道府県は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出

の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。)は、前項の規定により同法第十八条第三

い。

項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとするときは、同法第十九条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む)に規定する手続を行はば、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ

市町村が決定又は変更をする都市計画に密集市街地整備法第二百八十一條第一項の規定により当該市町村が施行予定者として定められた場合には、適用しない。この場合において、当該都市計画は、これを変更して当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができない。

(認可の申請義務)

第五十三条 前条第一項の規定により施行予定者として定められた市町村は、その期限まで

4 3 都市計画法第十八条第三項の規定は、前項の協議について準用する。

**第五十三条** 前条第一項の規定により施行予定者として定められた市町村は、その期限までに、都市計画法第五十九条第一項の規定による認可（都市再開発法第五十一条第二項その他他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項の規定による認可とみなされるものを含む。）の申請をしなければならない。

の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。  
(計画要請を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会への付議)

## 第三款 道路整備に係る権限の移譲 等

平成十六年三月二十三日 衆議院会議録第十七号



法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第二項の規定に、「同法第八十五条の二」を「都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十二条」に改める。

第四十二条第三項中「又は同法第十九条第三項を「同法第十九条第三項」に、「を含む。」の規定」を「を含む。」又は「都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定」に、「同法第八十五条の二」を「都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十二条」に改める。

第五条 環境影響評価法の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「都市再生特別措置法第六十二条」を「都市再生特別措置法第六十三条」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「建設し、若しくは」を削る。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項に次の二号を加える。

五 都市再生特別措置法第六十二条に規定する業務を行う」と。

#### 理由

平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴う市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)

市町村が作成する都市再生整備計画に充てるための交付金制度の廃止、市町村が実施する事業等(市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)の実施を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 國の補助金等の整理及び合理化等に伴う國土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度の廃止、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の廃止の講じることとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

(3) 都道府県が行うこととされている国道又は都道府県道の一定の新設又は改築であつて当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道等事業」という)。

国土は、市町村に対し、当該市町村から提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

三 本案施行に要する経費

平成十六年度一般会計予算(都市環境整備事業費)においてまちづくり交付金に係る経費千三百三十億円の中に計上されている。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十六年三月二十三日  
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

四 市町村は、計画決定期限が到来するまでの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定等をすることができる。

五 市町村は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができる。

一 國の補助金等の整理及び合理化等に伴う國土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

(1) 都市再生整備計画には、次に係るものと記載することができる。

(2) 都市再生整備計画には、次に係るものと記載することができる。

(3) この法律は、一部を除き、平成十六年四月一日から施行すること。

##### 二 議案の可決理由

とを目的として設立された特定非営利活動法人等が実施する事業等(市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)

(2) 都道府県が定めることとされている都市施設又は市街地開発事業に関する一定の都市計画であつて、当該市町村が決定等をできるもの(以下「市町村決定計画」という。)及び当該市町村による当該都市計画の決定等の期限(以下「計画決定期限」という。)

通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度の廃止、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の創設等所要の措置を講じることとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画については、まちづくりに関する多様な住民のニーズに対応したわかりやすい指標により目標等が示されるよう配慮すること。

三 まちづくり交付金については、国の関与を極力少なくするとともに、市町村の創意と工夫による都市再生の推進が可能となるよう、その運用に万全を期すこと。また、まちづくり交付金の採択に関する透明性を確保するとともに、まちづくり交付金を充てた事業等に係る評価を適切に行うための仕組みを構築し、評価結果を公表すること。

四 市町村による自主的な都市再生を推進するため、都市計画の決定等に係る権限及び道路整備に係る権限で市町村が希望するものについては、可能な限り移譲されるよう特段の配慮をすること。

五 全国の都市再生を推進するため、住民主体のまちづくりを支援する専門家、まちづくりNPO等の育成や外部からの人材活用に努めること。また、地方の中小都市における都市再生に資するため、独立行政法人都市再生機構は、市町村による都市再生整備計画の作成に積極的に協力するとともに、まちづくりに関するノウハウの提供等に努めること。

六 国民生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、全国の都市再生の取組に対する支援を積極的に行うこと。その際、地域の実情にあわせ、都市基盤の整備、中心市街地における居住の推進や商業の振興、歴史的な街並みの保存、医療・福祉施設の整備、地域産業の振興等が総合的に推進できるよう特段の配慮をするこ

七 社会資本整備やまちづくりについては、地方の自主性を高める観点から、国庫補助金の交付金化、統合補助金化等を引き続き推進するとともに、市町村への更なる権限移譲を検討すること。

衆議院会議録第十二号(一)中正誤り	二一ページ2 既設堤防補修工の「施工箇所及び区分」欄中、「堤防内空隙充填」は「堤防内空隙充填」の誤り。
-------------------	---